

平成27年（2015年）12月紀北町議会定例会会議録

第 2 号

招集年月日 平成27年12月 8 日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成27年12月15日（火）

応 招 議 員

1 番	大西瑞香	2 番	原 隆伸
3 番	奥村 仁	4 番	樋口泰生
5 番	太田哲生	6 番	瀧本 攻
7 番	近澤チヅル	8 番	入江康仁
9 番	家崎仁行	10番	玉津 充
11番	奥村武生	12番	東 篤布
13番	東 清剛	14番	平野隆久
15番	中津畑正量		

（うち遅刻議員）

7 番	近澤チヅル	12番	東 篤布
-----	-------	-----	------

（うち早退議員）

12番	東 篤布
-----	------

不 応 招 議 員

なし

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	竹内 康雄
会計管理者	脇 博彦	総務課長	堀 秀俊
財政課長	井谷 哲	危機管理課長	上野 和彦
企画課長	中場 幹	税務課長	中村 吉伸
住民課長	脇 俊明	福祉保健課長	大谷 眞吾
環境管理課長	玉津 裕一	農林水産課長	武岡 芳樹
商工観光課長	濱田多実博	建設課長	植地 俊文
水道課長	久保 建作	海山総合支所長	上村 康二
教育 長	村島 赳郎	学校教育課長	玉津 武幸
生涯学習課長	宮原 俊也		

職務の為出席者

議会事務局長	谷 吉希	書 記	奥村 能行
書 記	奥川 賀夫	書 記	上野 隆志

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

14番 平野隆久	15番 中津畑正量
----------	-----------

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

瀧本攻議長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であり、定足数に達しております。

また、7番 近澤チヅル君、12番 東篤布君から遅刻との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

瀧本攻議長

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の日程につきましては、お手元に配付しました議事日程表のとおりでございます。

朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

まずご報告を申し上げます。

本定例会において、9人の議員から一般質問の通告書が提出されております。一般質問については、日程は3日間を予定しておりましたが、本日は5人、16日の本会議は4人ということで、2日間で運営させていただきたいと思っております。なお、会議の終了時間ではありますが、午後5時までです。予定する通告者の質問が終了するような場合においても、その時点で会議を閉じることといたしますので、ご了承ください。

それでは、日程にしたがい議事に入ります。

日程第1

瀧本攻議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

14番 平野隆久君

15番 中津畑正量君

のご兩名を指名いたします。

日程第2

瀧本攻議長

次に、日程第2 一般質問を行います。

本件につきましては、会議規則第61条第2項の規定により、通告書は去る12月8日に締切り、既に執行機関に通知済みであります。

本日の質問者は5人といたします。運営については、議員の発言の持ち時間は30分以内とし、持ち時間の残りを残時間表示用のディスプレイ画面で、質問者に対して周知することになっております。

質問の方法については、会議規則第50条ただし書きにより、議員の質問はすべて質問席で行うことを許可します。

最初に通告したすべての事項について質問することも可能であり、また、通告した事項について、1項目ずつ質問することも可能であります。

なお、事前に質問の相手を通告してありますので、一般質問の調整も行われていることと思っておりますので、基本的には町長から答弁をいただき、数値的なことや事務の遂行状況などについては、担当課長の答弁は最小限にとどめていただき、議事の運営にご協力くださるようお願いいたします。

それでは、4番 樋口泰生君の発言を許します。

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

おはようございます。樋口泰生でございます。通告のとおり議長の許可を得まして、平成27年12月議会一般質問をさせていただきます。

今回の質問は2項目を考えております。1つ目は、地域協議会について。2つ目は、まち・ひと・しごと創生法紀北町総合戦略についてであります。明快な答弁により町民の皆様にご理解をいただけるよう期待して、質問に入らせていただきます。

まず1つ目の地域協議会についてであります。平成28年3月をもって、海山区、紀伊長島区の両区の区がなくなり、住所表記が変わります。それに伴い地域協議会が解散となり、

10年前この協議会が設置され、多くの委員の方々の意見を吸収され、行政運営に反映されてこられたと推察いたしておりますが、合併10周年の節目もあり、結果、成果のご説明をいただきたいと思っております。

委員の皆様におかれましては、長きにわたりご出席くださり、多岐にわたり、また、広範囲にわたる貴重なご意見をなされたことと拝察いたしております。労に報いるためにも、ここで結果をご披露いただきたいと思っております。答弁をよろしくお願いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。それではですね、今、樋口議員のご質問に、お答えをさせていただきます。地域協議会についてのご質問でございます。答弁といたしましてはですね、少し長くなりますが、その活動についてはですね、我々も大変感謝しているところでございますので、ご報告をさせていただきたいと、そのように思います。

まずは地域協議会の構成員の皆さん、本当に長きにわたり、両区のまちづくり等につきまして、毎年、ご熱心にご協議をいただきてまいりました。中には、合併後の地域協議会設置から連続10年間、構成員を務めていただいた方もおいでになられ、この場をお借りいたしまして、心から感謝を申し上げるしだいでございます。

さて、毎年、いただいております地域協議会からのご意見は、自治会等からの提出される要望書とは少し異なりまして、両区、あるいは町全体の方向性について、大きくとらえた中での、貴重なご提言等を多く頂戴しているものと捉えております。

それでは、この10年間にいただいた意見の分野別の件数を申し上げます。

まず、紀伊長島地区地域協議会からは、観光も含めた産業振興分野で24件、環境整備・環境保全分野16件、福祉・保健分野2件、防災分野12件、スポーツ振興も含めた教育・文化分野15件、その他6件で、合計75件の意見をいただいております。

また、海山区地域協議会からは、産業振興分野で35件、環境整備・環境保全分野13件、福祉・保健分野15件、防災分野15件、教育・文化分野8件、その他20件で、合計106件の意見をいただいております。

成果については、少しとらえ方が難しい面もございますが、意見をいただいてすぐに実行できたものもあれば、その考え方を参考にして、後の施策に生かしたもの等もございまして、その中、4割から5割程度は町の施策のいずれかに活用させていただいたものと認

識をしているところでございます。

それぞれに代表的なものを上げさせていただきますと、まず、紀伊長島区につきましては、地域協議会初期の頃には、防災に特化した活動をしていただき、特に、家具固定事業の推進について、ご意見をいただき、現在も続けている家具固定事業のシステムを構築できたものでございます。

また、高速道路関連施設への避難場所確保についてのご意見もいただきました。国交省への要望活動により、全国でも珍しい、高速道路周辺への避難路、避難場所確保にもつながったもので、私自身、紀北町モデルと自負しているところでございます。

環境整備・保全では、ごみの減量化推進のためのレジ袋の廃止・買い物袋の利用促進の意見をいただきまして、レジ袋の廃止に努めるとともに、各家庭へのエコバックの配付等も実施いたしました。

産業分野では、第一次産業の振興を図るうえでの、有害鳥獣対策にも、度々ご意見をいただきまして、大規模柵の資材支給や電柵等への補助を実施しているところでございます。

教育・文化面では、郷土資料館と図書館の併設の必要性のご意見もいただきました。本年度、旧総合支所、現在の地域振興会館内に整備を進めているところでございます。

また、スポーツ振興、各種大会誘致にもご意見をいただきまして、現在、町長杯の創設や、本年3月実施された春季全日本小学生女子ソフトボール大会、また、平成22年の三重国体での少年女子ソフトボール、グラウンドゴルフの誘致等にもつながっているものと考えております。

一方、海山区につきましては、産業分野では、高速道路のサービスエリアの設置についての意見をいただきまして、紀勢自動車道紀北パーキングエリア、また始神テラスの設置にもつながったものでございます。

また、生活環境分野では、銚子川等の堆積土砂撤去の必要性のご意見も度々いただく中で、県土木にお願いし、一部実施するとともに、知事との1対1対談でも強く要望を続けているところでございます。

福祉・保健分野では、福祉巡回バスの運行のご意見をいただきまして、現在の、いこかバスの運行につながったものでございます。

また、各種検診の推進、ウォーキング・活活体操の推進による、健康づくりについても多くのご意見をいただく中、「ちょい減らし・＋・テン」の標語も考えつきまして、町民の健康づくりに、特に力を入れさせてもらっているところであります。

防災分野では、津波避難タワー整備・消防署の移転等についても、いろいろとご意見をいただきまして、津波避難ビルを兼ねた健康増進施設の建設、海山消防署の建設・移転にも着手しております。

さらに、その他分野で整理しておりますが、ふるさと納税制度の研究、寄附金条例制定についても、いち早くご意見をいただきまして、ご承知のとおり条例を制定し、現在、制度の運用を見直し、地場産業の振興をからめ、その成果を上げつつあるところでございます。

以上、代表的な例を挙げさせていただきました。もちろん、いいご意見であっても、手法の選択や、財政的な事情により実現に至らないものもございしますが、町行政の推進における貴重なご意見をいただいていると、改めて感じているものでありまして、この場をお借りいたしまして、本当に厚く御礼を申し上げます。以上です。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

訂正です。

申し訳ございません。今の答弁の中で、三重国体の年数をですね、間違って発言いたしました。三重国体は、平成33年ということでございますので、訂正をお願い申し上げます。

瀧本攻議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

数々のですね、功績を残された、この委員会なんですけど、今、お話いただきました中で、出てないような気がしますので、気になる点をですね、2点だけお聞きしたいと思います。再質問させていただきたいと思います。

1つ目は、まず、空き家及び空き店舗対策について。それと、もう1つのほうは、起業、いわゆる起こす生業のベンチャー支援策ですね、この2点について、再度ちょっとお聞きしたいんですが、定住促進、災害対策及び産業振興上の観点から、現在の空き家及び空き店舗の数量を把握していらっしゃいますか。付随して、所有者、管理責任者、耐震状況、築年数、地区別分布等におきましてですね、もし、わかりましたら答弁をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほど、申し上げましたように、これ全てを網羅したものではございませんので、ご了解をいただきたいと思います。また、空き家・空き店舗等について、わかっている範囲内で担当課長より答弁をいたさせます。

瀧本攻議長

上野危機管理課長。

上野和彦危機管理課長

現在ですね、空き家につきましては、庁舎内においてですね、空き家対策のプロジェクトチームをつくってですね、検討を行っております。そのためのですね、資料としてですね、空き家の数の把握については、図っていかなければならないと考えておりますけれども、現時点でですね、正確な数字をつかんでおりません。そのため、この辺についてですね、どうしていくのかということを含めて、今、検討中でございます。

あと明確な数字ということでの調査は行っておりませんので、ちょっとここで、ご報告することはできないと思っております。

以上です。

瀧本攻議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

以前に、同様のですね、こういった質問が出た時に、だいたい2,200戸というご返事をいただいたように思います。その中のですね、詳細を、単純に空き家がこれだけありますと、空き店舗が入っているかどうかわかりませんが、4分の1ぐらい、8,800あるうちの2,200と、私のザクとした数字で記憶しておるところなんですけど、4分の1が空き家だというふうに認識しておりますね、その中身を是非ですね、防災面はもちろんなんですけど、特に浸水域じゃないところの空き家、それは防災的な意味合いでございますけど、あとは町中の活性化、あとからも質問させていただくんですけども、そういった面からですね、そういう意味で産業振興的な意味合いから、どういうふうに当局のほうはですね、捉えてみえるのかと。それに関して、再度、今後のことも含めてね、調べていく予定なのかどうなのか、それをちょっと答弁いただきたいんですが。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今ですね、先ほど課長のほうからも申し上げたように、空き家等ですね、対策のプロジェクトチームをつくってやっておりますので、そのプロジェクトチームのトップのですね、副町長のほうから今の現状と、今後について、お答えをさせていただきます。

瀧本攻議長

竹内副町長。

竹内康雄副町長

ご質問いただきました件なんですけども、空き家の実態把握についてはですね、詳細に調べなきゃ細かいところがわからないということですね、来年度に向けて実態調査という形ですね、予算化に向けてですね、今検討させていただいておるところでございます。

以上でございます。

瀧本攻議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

そういうことでございましたら、前進していくということで、是非、詳細がわかればですね、また議会でもご報告いただければ、ありがたいなと思います。

それでは、小さい2つ目のベンチャーの支援策についてですが、1問目の質問と、2問目の質問が重なる部分があるんですが、ベンチャー支援策について、現時点でのですね、わかっているところがありましたら、特に、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中にも、そういうことが書かれていたかなと思いますので、特になぜこの質問をするかといいますとですね、ほか議会、うちの町の議会以外のところでは、結構こういう議論が、いわゆる総合戦略の議論は新聞紙上といいますか、マスコミで出てくるんですが、この議会ではですね、あまり出てこないんじゃないかという、住民の方からのご指摘がありましたので、あえてこういうふうな質問をさせていただいております。答弁をよろしく願いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ベンチャー企業という観点からですね、なかなか今、当町におきましてはですね、難しい現状もあって、今、地方創生とそれらにつきましてもですね、違った角度から、特にですね、総合戦略を策定している部分がございます。ただ、我々としては小さなところでのベンチャーというかな、商品開発とかですね、そういったものをチャレンジプロジェクトとかですね、そういう補助金制度をして行っておりますが、企業誘致とかですね、そういった大きな観点からいうと、なかなかベンチャーを、ここで起こすというものは難しいとは思いますが、若い方たちがですね、いろいろな角度で頑張っているのも事実でございます。

瀧本攻議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

その施策の進行を、是非、お願いいたしたいと思います。

1項目目のですね、質問の最後に、この地域協議会、当然2つ、両区の地域協議会がありましたけど、今後ですね、これを一体化するとか、しないとか、そういったご議論といいますか、当区のほうではですね、どういうふうにお考えなのか、その答弁をいただきまして、1つ目の質問を終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今ですね、先ほども申し上げたように、地域協議会、大変多くのことを提言いただきましてですね、諮問もさせていただいた部分もでございます。そういった意味では、この有効性というものをですね、私は認識しておりますので、もちろんこれから議会にも諮らせていただくことになろうかと思いますが、ご説明した上でですね、私の方向性としては、1つの町としての新たなまちづくり協議会のようなものをですね、まだ名称は確定でもございませんし、また議員の皆様にご説明もしておりませんが、そういった方向で今、考えているというお答えにさせていただきます。

瀧本攻議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

是非ですね、成果をたくさん出されましたので、違った形での、この協議会の運営をお

願いたしたいと思います。

それでは、2つ目の質問に入らせていただきます。

まち・ひと・しごと創生法の町総合戦略策定についてであります、総合戦略の素案の中にあります、基本的な考え方、これは国といってもいいんですが、その中で、安心できる暮らしの確保や都市のコンパクト化とありますので、まずはコンパクト化の質問をさせていただきます。

2つ丸を、この中の①と②がありますので、①、もし答弁のほうが、どちらですかね、両方あわせて最初の答弁いただけますか。分けてもいいですか。それでは、小さい、小項目の1つのほうですね、質問させていただきます。

去る10月27日から29日に、議員の皆様と副町長はじめ関係課長と共に、管外視察研修に行っておりました。研修の目的、3項目ある中の1つ、コンパクトシティについて、先進地、富山市の事例を参考にさせていただきながら、質問をさせていただきます。

まず自分の報告書からの抜粋を申し上げます。

今回のテーマは、コンパクトシティについてですが、参考になる点は、理念的なもの、または考え方の方向性についてであります。地方創生における人口問題、少子高齢化等に正面から真摯な態度で向かい合う富山市役所の姿勢に感銘を受けました。というのは、問題提起から課題解決への道筋が具体的で、かつ明確であることであります。

それでは、具体的に何かというと、富山市では自治体に居住する住民がバラバラだと、行政コストがかかりすぎる。自動車依存の状態が続くと、公共交通が衰退する。車を自由に使えない人が増加すると町中が空洞化し、特に第3次産業が衰退する。こういったことを住民アンケートはもとより、あらゆる機関からデータをとり、正確に分析しています。これらを基に、課題を構築し解決策、コンパクトシティ構想へと導く。公共交通軸、この富山では串といっていますが、串とシティコア、エリアコア、ライフコア、大小のお団子を結べば、または通せば、先に申し上げた問題は、ある程度解決する。実際に富山市では、効果が現実のものになって現れています。町のゾーニングから始まって、官民一体となって、成果を導き出しています。振り返って、我が町、紀北町は行政内部では議論されているかと思われませんが、都市計画という観点から長期総合計画、総合戦略には明示されていないように思います。施策の明確さ、緻密さは行政スタッフの手腕にかかっていると云わざるを得ません。

このように報告させていただきました。

こういった課題について、どのようにお考えか所見を伺います。答弁をよろしく願い
いたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

コンパクトシティについての考え方でございますが、国においてはコンパクトシティの
推進といたしまして、高齢者や子育て世代が暮らしやすいように、生活に必要なものが身
近にある、まちづくりを進めております。また、地方都市でもコンパクトに集約した市街
地を形成し、住民に集まって住むことを促し、高齢者などの生活の利便性を図るとともに、
行政サービスの費用削減を期待するコンパクトシティを進めている自治体がございます。

町としてのコンパクトシティについての考え方ですが、町内の中心市街地に町民を集中
させたり、何箇所かに分散して町民を集中させる考え方で、行政機関、商業施設、住宅な
どを集中させるコンパクトシティ化は、地形や居住者の分布状況、地域の歴史、伝統文化、
人のつながりなどを十分考慮しなければならないと考えているところでございます。

総体的にお話をさせていただきますと、コンパクトシティ化を進めることとなれば、公
共交通や防災、買い物、医療面などに関する行政コストの削減が図られることは明らかで
ございますが、一方でそれぞれの地域の良さや地域コミュニティがなくなることになろう
かと思えます。

町内の各地域には、地域の歴史、伝統文化、人のつながりがございます。現時点におき
ましては、それらの良さを十分生かしながら、それぞれの地域に合ったまちづくりを進め
ていきたい、そのように考えております。以上です。

瀧本攻議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

今の答弁ですと、コンパクトシティ構想といたしますか、そういったものを、まったく考
えていないという答弁に捉えてよろしいのでしょうか。答弁をよろしく申し上げます。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

コンパクトシティという国の考え方の問題なんですが、大都市とかですね、中規模都市

の空洞化における、その都市化の変化がありまして、それに対応しての、やはり国の施策の一環だと思います。だから、先ほども少し申し上げましたが、それぞれの地域、我々紀北町とかですね、もっとほかの地域もそうなんですけども、そういった地域におけるコンパクトシティ化というのが、どこまでそういう表現にするのか。例えば、東長島と西長島をですね、長島をですね、捉えていうのか。紀北町全体として、どういうもののお話をするのかということです。

だから、強制的、誘導的にですね、我々はそういうコンパクトシティをめざしていくのかという、単純にその観点からではね、お話できないというのが、今の答弁です。

瀧本攻議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

行政コストというんですね、なんか冷たい言い方をするんですけど、実際には、先ほどもずっと申し上げましたですね、町中の空洞化というよりも、やっぱり、山間部にいらっしゃる方の利便性の問題だと思うんです。現時点で、当町におきましてはですね、いこかバスの運行をしていらっしゃるんですけど、公共交通機関とのですね、兼ね合いも含めて、もう少しだけ、先ほどいいました、団子と串の話ではないですけど、串をですね、増やしていただきたいなど、そういう思いから、このコンパクトシティを考えているんでしょうか、どうかというお話を聞こうとしたわけなんであります。

せっかく研修に行ってまいりましたので、2つのキーワードだけですね、これに対して答弁をいただきたいと思います。その中ではですね、中心市街地活性化の計画ということなんですけど、例えば漁師町の風情を残した西長島、海山区の引本、それから、玄関口である紀伊長島駅前、相賀駅前、ほかには古里地区の民宿街等々ですね、こういった形の景観美化も含めて、市街地の検討というのは、今後、行われぬのか。または、考えるだけは考えていますということなのか、答弁をお願いいたしたいと思います。よろしくお願ひします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それが先ほど申し上げたですね、地域の特性や地域の歴史、文化、そういったものを残しながら、その地域をどうやって生かしていくか。そこに住んでいる方がですね、どのよ

うに住みやすい町にしていくかという観点はですね、議員とおそらく一緒の観点だと思います。

だから、それをですね、大都市圏や中規模都市のように、空洞化したものを集めるという観点ではなしに、それぞれの地域を大切にしながら、公共交通もですね、大変利用者が少なくて、徐々にですね、以前の答弁でもさせていただいた、三重交通さんも補助をしていただいたり、国や県の補助金で今、生きているような状態です。

ですから、そういう観点から、いこかバス、交通空白地域ですね、こともやってきております。だから、そういった意味では、地域・地域を生かす施策は、これから行っていかなければいけない。ただ、国が示すコンパクトシティ化という観点からですね、我々の地域性がぴったり当てはまるのかどうかということも考えながらですね、それぞれの集落やそういう今、いわれた山間部に住まれる方が、どうやって生きやすい町を、地域をつくっていくかというのが、我々の考えるまちづくりだと思います。

瀧本攻議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

特にですね、防災の面では、自助・共助・公助という言葉が使われますけど、私もお聞きしたいのは、都市計画の観点からの、その地域ですね、ハード部分を、特にお聞きしたいわけで、その中で一番見ただ目でわかるのは、景観でございましてですね、以前にも紀北町の予算はもちろんなんですけど、玉地区におきましては、街路灯、特にあそこに集中して多いもんですから、そう申し上げますが、全町的に100基以上ですね、街路灯がつけました。そういったものも、いわゆる行政抜きには設置できない、予算的な面を考えてですね、道路も含めて、あとは自転車の危険がよく言われていますので、自転車道の整備とかですね、そういったものに行政でないとできないような施策、そういったものを中心市街地を中心にですね、人口密集地を中心に、検討いただけるのかなと、再度、答弁をお願いします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

その人口密集地というのがですね、コンパクトシティ化という言葉はですね、私はいかがかなと思うんですが、紀北町ではですね、特に、今、紀伊長島区では、東長島の方面に公

共施設もたくさんございます。それで、海山のほうへ行くとですね、相賀、本地地区にですね、公共施設等もございます。そういった意味ではですね、それぞれの地域における、議員のおっしゃることかどうかわかりませんが、あくまでも公共施設なんか集中したり、それは自然とですね、発生的に、銀行とか、そういったスーパーとかが集まってきております。

そういった意味では、今、中心市街地と樋口議員はおっしゃったんですけども、そういった意味ではですね、そこらももちろんより利便、安全に暮らせるまちづくりということでやっていかなければいけないです。

それから、地域の中でもですね、あまり費用対効果というのを使いたくないんですが、やっぱりそれなりに似合うことを、地域、地域でもやっていかなければいけないと思いますんで、もちろん人口が多い、危険性が多い、そういったものに対してはですね、やっぱり重点的に予算を入れなければいけない部分もあろうかと思えます。

瀧本攻議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

現時点でのお考えは、ありがとうございました。

次に、その中ですね、このキーワードの2つ目なんですけど、コンパクトな町に向けての居住誘導、ですので、こういったことというのは、コンパクトタウン、コンパクトビレッジでも何でもいいんですけど、規模が小さいか大きいかの違いで、シティを使う、使わないではないと思いますけど、紀北町流のですね、いわゆる住民の皆さんが利便性が豊かになるような形という意味では、5年や10年はできないと思いますので、今、語られているのは防災面では、高台移転とか、そういった意味でですね、お話はあると思いますけど、いわゆるコンパクトな町というよりも、人がたくさん集まっているところのほうですね、いろいろな面で人口減少も防げるという意味合いも含めてですね、その居住誘導をですね、先ほど申し上げましたコンパクトな町に向けての居住誘導の施策というのをですね、もうちょっと詳細を申し上げますと、事業者向けと町民向けの支援、誘導があるかと思いますが、事業者向けにおきましては、新築店舗、事務所及び空き店舗改修費用の一部助成とかですね、それとか町民向けであれば、市街地への移住の助成、建て替える時が、例えば駅前から半径1km圏内に移住してきた場合は、これだけの助成がありますとかですね、そういった行政が運用しやすいような長期間にわたるですね、構想といってもいいん

かわかりませんが、そういうお考えはないでしょうか、答弁をお願いします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今ですね、総体的な観点からすれば、いろいろとお話がありました。しかし、移住等につきましてはですね、防災面から捉えていくのか、そうすれば私が、今、県とも交渉している422号のですね、利便・安全性をより高めて、今、公共的またそういった民間のですね、施設を集中しているところへ来やすくする。この今、議員がおっしゃる串ですね、交通の利便をよくするという部分をですね、大事にして、今、進めているのは、三重県と交渉しているのがですね、その観点になろうかと思えます。

だから、我々の257平方キロメートルある紀北町において、どういう観点をもっていくのか。だから、住みやすさといえば、東長島へ皆さん来てくださいという話になりますよね、そういう公共施設の中心に。しかし、防災からして、はたしてそれがいいのかと話にもなります。それと、移住というと、家を建てれば、何千万円の話になります。それを少しのですね、補助金でそうできるのかという話、そういった複雑な問題もございます。

ですから、そういった住みやすさと防災、それをやっぱりきっちり住み分けてやりながら、その中心となるのが、やっぱり、今、議員がおっしゃった串となる交通のですね、安全性、それから利便性を図っていくのが、やはり我々の地域では大事なことだと思っております。

瀧本攻議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

ありがとうございました。

それでは、小項目の2つ目に移らせていただきたいと思います。

まち・ひと・しごと創生総合戦略素案についてであります。提出いただいております、総合戦略の中のですね、第1章にあります、総合戦略の基本的な考え方、まち・ひと・しごと創生政策5原則とありますが、そのうちの、5つあるんですが、そのうちの2つ、立地性と、それと地域性について、答弁をお願いしたいと思います。

まず1つ目の立地性についてであります。地方公共全体の自立につながる構造的な問題への対処について、ちょっと難しい言葉なんですけど、すっと頭に入ってこない言葉

なのですが、この構造的な問題は当町において、どんな事象、事柄が考えられるか、答弁をお願いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

大きくくりなんで、どうでしょうか。

瀧本攻議長

きいてください。

4番 樋口泰生議員

今、申し上げました立地性の観点と、もう1つ、3番とありますが地域性、各地域は客観的データに基づき現状分析や将来予測を行い、総合戦略を策定するについて、どのような施策を検討しているか所見をお願いいたします。この2点について、答弁をお願いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、次に、まち・ひと・しごと総合戦略についてでございます。1つ目の自立につながる構造的な問題ということでございますが、伝統的な基幹産業である漁業や林業などの第1次産業の衰退を例にみますと、魚価や木材価格の低迷、消費の低下などによりまして、安定した雇用の場の確保が困難となり、また、高等教育機関がないために、進学や就職時に若年層を中心に、人口の流出が進み、人口減少と高齢化が進行する。地域の購買力が低下しまして、商業活動も停滞する。雇用の場が減少するとともに、商業的な利便性も低下し、若年層の流出が進むことにより、さらなる人口減少と高齢化の進行、産業活動の低下が進行し、限界集落へと進むなど、構造的な問題、結局マイナスに働いているということですね、全てがいろいろな観点から。

2つ目の客観的なデータに基づく現状分析、将来予測につきましてでございますが、産業に関しては、人口ビジョンでは産業別の就業者数、特化係数及び年齢階級別人口割合等で町の状況を把握しているところでございます。

以上です。

瀧本攻議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

今、構造的な問題というのは、巷ですら、一般の方々、第1次産業から第3次産業まで、今では6次産業の方もいらっしゃると思いますが、そういった方が話している内容とほぼ同一というふうに、立地性に関しましてですね、お聞きさせていただきました。

ですので、全住民のほとんどの方が同じような感覚で、この問題、構造的な問題を捉えていると、そういうふうに認識させていただきました。

もう1つの地域性のほうなんです、客観的データというところですね、今、3つの表といいますか、データをご説明いただきましたけど、私のです、毎度お馴染みの質問なんです、その客観的データについてですね、地域の産業構造をはっきり示す産業連関表の作成にも地方創生の予算が使えると、そういうふうにも、この講師でいらっしゃる先生がいらっしゃるんですけど、その方が国にも通じる方ですので、ほかの地域ですね、この地方創生の予算を使って、この産業連関表をつくったりとか、そういったものの詳細データをですね、もっと構造的な問題を数字で捉える形で、それを調べるためにも予算が出ますよ。ほかの自治体もそれに対して予算を使っていますよという話を伺っておるわけなんです。

ですので、前回、または前々回の時、町長がおっしゃった市町村レベルで、これを作成するとですね、作成しているところは、全国でほとんどないと。あまり意味がないという、先ほどおっしゃったように、構造的な問題は皆さんが知っておるから、つくる必要はないよと、それもわかるんですが、ただ、私の申し上げたいのは、第1次産業が衰退するから、よくない。それだけでは、話が進まないもんですから、第1次産業、第2次産業、第3次産業が紀北町内の中で、どういうふうに絡み合っているかを、明確にわからないとですね、やっぱり施策の打ちようがないんじゃないかと、そういった観点からですね、市町村レベルでやることに関して、市レベルではもう全国たくさん、これを作ってみえるんですね、県はもちろんなんです、町レベルでつくってないのであれば、先んじてつくるのはいいんじゃないかと。同じようなことを3回、一般質問でさせていただいておりますが、1番焦りを感じるのですね、この研修会とか講習会を横目で見ていると、たくさんの自治体の職員さんが参加していらっしゃいます。

市であれば部長さんレベル、町村であれば課長さんレベルの方が参加して、いかに予算にくっつけようかって、目の色を変えていらっしゃるんです。その点に関して、再度答弁

をお願いいたしたいと思います。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

毎度のご質問でございます。本当にね、よその地区でも、私、全国ではなく、三重県というお話させていただいたような記憶があるんですが、三重県でも2つのところがですね、作成しようとしてですね、2つの市で作成しようとして、途中で断念したということで、策定しての効果の問題等に疑問があったと、県のほうからですね、県のほうやったかな、三重県か、確認させていただいたところ、そういう形で断念したというような話もお聞きしております。

それと、第1次産業とかですね、そういった部分の経済的な連関ですね、そういったものにつまましてはですね、コンサルに出してどうなのか。我々もそれぞれ第1次産業等についてですね、一生懸命勉強いたしておりますので、そこからどう波及するかという問題もございしますが、我々としてはそういった第1次産業、漁業・林業・農業、それからほかの方ともですね、しっかりと話し合いを進めながら、これからの町の施策の方向性をしていきたいと思っておりますので、そういう方向でいきたいなと考えております。

瀧本攻議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

嬉しい情報なんですけど、国のほうとしましてはですね、市町レベル、村レベルでも、この連関表をですね、作成、国の予算でといいますか、国が調べて、自治体のほうにですね、お前さんところはこんなんよっていうのを知らせるという話も、ないことはないそうです、予算を使わず。

ところがですね、それをやりますと、ザクツとした数字、データが出るそうです。ですから、それだと今、言われたように、何の意味もないというか、これをつくるにあたってはですね、職員さんはもとより地元の企業、そういったものにも大変迷惑をかけてつくっていくそうなんです。

ですので、それであれば本当の実のある連関表になる。それはどういうことかということ、自分ところの内情は、自分ところで調べたほうが、その後、利活用もできますというお話なんで、全体論についてはですね、まだしつこく申し上げ続けてまいりたいと思っております。

で、是非ご検討いただきたいことをお願いしましてですね、次に詳細部分ですね、まち・ひと・しごと創生総合戦略、これは2冊いただいております、総合戦略とですね、紀北町人口ビジョン、こちらのほうもいただいております、まだ素案ですので、あんまり突っ込んでいうのも何なんです、1点だけ申し上げたいと思います。

紀北町人口ビジョンの中にあります、特化係数というところがあります。17ページにこういうのがありますけど。この17ページの中の漁業男子就業者数の係数は28.3、女子は9.7と書いてありますけど、これについてですね、できればちょっと説明をいただきたいんですが。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

産業別の特化係数ということで、今おっしゃられた数字につきましてはですね、全国平均からすると、今、議員がおっしゃったのは漁業の部分でございますね。漁業に従事する方がですね、それだけ多いということになります。

瀧本攻議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

もう少しだけ正確にご説明、なんか企画課長、お願いできそうな雰囲気なんで、よろしくをお願いします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

詳しくですね、企画課長のほうから答弁いたさせます。

瀧本攻議長

中場企画課長。

中場幹企画課長

お答えをさせていただきます。

17ページに記載の特化係数でございますが、この特化係数、ここでは漁業のことが、特に得意というか、紀北町としては大きな数字となっております。この数字につきましてはですね、就業者の特化係数は平成22年の国勢調査の数字を基に使ってございます。産業

別の就業者割合、性別もあるんですけども、割合から算出をしております、ここでは漁業を特に例にとりますと、漁業の男性の特化係数28.3というふうに記載がされてございます。

紀北町の漁業従事者の割合なんですけども、男性でいいますと、この当時の調査では11.142ということがございます。約ですけども、11.142でございます。全国の漁業者の従事者割合、男性が0.393%ですが、パーセントということがございます。これを全体の就業者数で割りますと、このような数字の28.3ということで、普通、国を1とした時に、紀北町も1なら、全国レベルというふうな見方をするとということですので、28.3ということですので、国と比較いたしますと、これぐらい多いと、特に多いということを表すのが、特化係数ということがございます。

以上でございます。

瀧本攻議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

ありがとうございます。それで、住民の皆さんというか、町民の皆さんは、わかっていたんだと思いますが、違う言い方をすればですね、これは、この町は漁業産業の集積がされておるといふ表現をする方もいらっしゃいますので、ちょっと経済用語なんですけども、比較優位の産業と、要はほかの町とか市とかと比べてですね、漁業に関しては特化して強いよと。そういう町の表現を、特化係数を用いてですね、全国の市町村を判断すると、そういうふうに私は捉えておりますんで、ですので、皆さんの認識どおりですね、漁業においては、やはりうちの売り物は、紀北町の売り物は漁業ですよというのがですね、データが示されているというふうに判断させていただいて、あえてこの質問をさせていただきました。

それで、もう少しだけ突っ込んでご説明いただきたいんですが、12月11日の中日新聞の三重版、これ町長はご覧いただきましたですかね。水産県復活への数値目標、県指針中間案、漁業者の所得確保と、すごい格好いい見出しが出ておりますが、三重県のもので、漁業生産高を上げるための施策、これについて所見があればですね、町長よろしくお願いたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、議員がおっしゃったようにですね、こういう数字を見てもですね、いかに漁業者、漁業関係の方が多いか。また、それから6次産業化したりですね、いろいろな方が多いのは事実でございます。そういうことからですね、我々としては、この三重版のコピーはいただいておりますが、そういった意味のですね、消費の落ち込みなんかをですね、いろいろと加工したりすることによって、付加価値を付けるとか、漁港設備ですね、老朽化いたしております、そういったものを改善。

それから、やはり商品化するばかりではなしにですね、魚価そのもののですね、商品価値を上げたり、これはですね、やはり我々の町では大変重要なことだと思いますので、これは総合戦略の中でも、第1次産業をしっかりと手当していくよう、応援していくよというようなことはですね、入れさせていただいております。

瀧本攻議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

もう1点、その意味、お話ですね、これを受けて町が動くというお話だと思うんですが、この指針を出す前にですね、やはり漁業中心の町に対してはですね、県のほうから問い合わせなりですね、お伺いなりですね、いろいろな連絡があったのかなど。それに関して農林水産課の所管かわかりませんが、もしありましたらですね、答弁お願いいたしたいと思っております。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

県とかですね、漁協、そういったものとはですね、もちろん話し合っています。上からどんどん降ろしてくるんじゃないに、我々の考え方としては、今も紀伊長島地区のですね、産地協議会というのがございますが、そういった中で漁業者の皆さん、漁連、漁協の皆さんとですね、いろいろと話し合いながら、それで、どうやっていくかということを探っております。

その中で、県のほうとも相談してですね、どういう補助金があるか、国にはどういう補助金があるか、そういうものを十分検討しながらですね、今やっておりますので、この三重版で12月11日なんですけど、もうこれは以前から産地協議会、私も入らせていただいてで

すね、船主の方や漁業者の皆さんとも話もさせていただいておりますので、これは上からは、三重県としての報告だけであって、我々としては一生懸命取り組んでいるところでございます。

瀧本攻議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

どうもありがとうございました。この詳細に関しては、他の議員さんも多分もっと突っ込んで質問いただけたと思いますので、漁業が一番ということだけですね、この質問で再認識させていただいたところでございます。

最後にですね、この総合戦略ですね、作るにあたって戦略会議があるかと思いますが、この進捗に関してお伺いして質問を終わらせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

総合戦略につきましてはですね、私や課長が全て入ってですね、いろいろ検討させていただいておりますが、詳しいことを、おそらくお尋ねだと思いますので、担当課長のほうから答弁いたさせます。

瀧本攻議長

中場企画課長。

中場幹企画課長

お答えをさせていただきます。

先ほど議員さんご質問のありました、地方創生の本部会議、また一般の方々にお願いした地方創生会議につきましても、終了いたしました。前回、議員の皆様方にお渡しした総合戦略と人口ビジョンがあろうかと思いますが、語句の訂正とか間違い部分が少しありましたが、それは既に訂正をいたしまして、最終の案を持ってございます。

ですので、あと一番大きいのが、今後、町民の方々にパブリックコメントということで、町としてはだいたい1カ月を目途に、町民の方々から意見をお聴きしたいということで、12月中頃、もう少しなんですけども、最終まとまりましたら、パブリックコメントをさせていただきたいということで、現在、進んでございます。

それを受けまして、最終的にはですね、1月の、本来ですと、12月いっぱいまで頑張ってきたんですけども、パブリックコメントの時間につきましても、少しでも長いほうがよいというご意見もございますので、1カ月ずらしていただきますと、1月に入ってしまったけども、1月の中頃から終盤にかけて、決定ということで進めさせていただきたいというふうに、現在では考えてございます。以上でございます。

瀧本攻議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

これで質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

瀧本攻議長

これで樋口泰生君の質問が終わりました。

瀧本攻議長

ここで10時40分まで、休憩いたします。

(午前 10時 26分)

瀧本攻議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 40分)

瀧本攻議長

7番 近澤チヅル君の発言を許可します。

7番 近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

おはようございます。7番近澤チヅルでございます。12月議会の一般質問を行います。

通告にしたがい、子育て支援について、まず、町長に随時お伺いして、お答えのあと、2番目の地域医療のことについて、質問いたします。

それでは、まずはじめに、子育て支援について、お伺いいたします。少子高齢化が急速に進む紀北町で、子育て支援は重要な柱であり、尾上町長も子育て支援を頑張っておられます。でも、消費税が昨年4月から8%に上がり、一方で所得は下がるかといっても上がり、特に子育て世帯の暮らしが厳しい。教育費や子育てに大変なお金がかかっております。来年度の予算議会ともいえる、この議会で、子育てを応援したいという、これまでの変わらぬ町長の考えもありますが、さらにもう一步踏み出していきたい。その思いで提案させていただきます。

1. 子どもの医療費無料化の拡充を。平成26年9月1日から中学校卒業までの入院も通院も無料になり、高校卒業までの18歳年度末までの入院が無料になりました。尾上町政になって、それまでの歴代の町長のもとでは、県と同様、子どもの医療費の無料化の助成でしたが、町独自の助成へと進み。三重県の先頭を走りるようになりました。これは大きな成果と評価しております。

残るは18歳年度末までの通院の無料化です。昨年の12月議会では、私は復帰して初めての質問でしたが、この質問をいたしました。その時の町長の答えは、国や県の動向を見ながら、検討したいとのことで、検討しないとは言っていないというお答えでした。

通院への助成を願っている子育て世代の皆さんの声に応え、高校卒業、18歳年度末までの子どもの医療費通院の無料化を考えてください。また、窓口で無料に、これもずっと言い続けてまいりました。医療費の無料化といっても、実際は3割を窓口で払い、後日、償還という形です。窓口で無料にしてほしいというのが、紀北町または三重県民の皆さんの、子育て世代の皆さんの声です。県の制度ですが、紀北町から皆さんの声を、積極的に県にあげていただき、三重県の背中を押していただきたいと思えます。

東海3県では、愛知県、岐阜県も既に窓口無料を実施しています。東海3県で、実施していないのは三重県だけです。よろしくお伺いいたします。

2つ目といたしまして、子ども・子育て新制度のもとで、保育の充実を。国が今年4月の子ども・子育て支援制度を実施に合わせて、保育料の算定方式を所得税額に応じた算定から、市町村民税に応じた算定に変更しました。また、年少扶養控除の制度は、2010年の税法改正により廃止されましたが、みなし適用がされておりました。これも今回、原則廃止となりました。全国的には値上げが続き、子どもが多いほど保育料が上がるという現実がございます。紀北町は階層区分を10階層に変更し、また、全体的に所得が下がったこともあり、保育料の平均は下がりました。

でも、所得が下がり、暮らしはさらに大変になっている現実があります。保育料軽減こそ少子化、子どもを増やす柱の一つに代わりはありません。現在の紀北町の利用者負担の軽減では、同一世帯にいる小学校就学前の範囲内にある子どもが3人同時に保育などを利用している場合、年長の子どもから順に、2人目は半額、3人目以降は無料となっております。これは国の制度と同じです。ですが、この制度は3人そろって保育を利用している時に限って適用されるため、同じ3人の子どもがいて、受けていても、上の子どもが小学校に入学すると、適用されなくなります。これでは少子化対策に逆行していると思えない状況でございます。

他の市町でも実施している町がございます。1. 上の子どもの年齢に関わらず2人目半額、3人目からは無料に、真の少子化対策となるように実施をお願いいたします。

また、2つ目といたしまして、実施されていない病児保育と延長保育の実現を願っている、若い保護者の方の願いに応じて、病児保育と延長保育の実施の検討をお願いいたします。

3番目といたしまして、奨学金制度の改善について、我が国の大学における学費は、大学授業料の値上げが繰り返され、世界でももっとも高い水準となっております。同時に、大学生を持つ親の負担も、大きく膨らみ続けております。この地方では自宅から大学に通わせることは不可能でございます。家計の収入は90年代以降、減少の一途をたどっております。今や大学生の2人に1人が、何らかの奨学金を利用している状況です。奨学金を借りざるを得ない状況となっておりますが、大学を卒業しても非正規雇用の不安定、低賃金労働者の拡大などにより、大学卒業後に安定した収入を得て、返済できる環境は大きく崩れております。

紀北町でも、26年度は新規の奨学生の方が4名、既に貸与されている方が12名、計16名の奨学生に貸与しております。ところが、返済できない人が39名存在し、26年度は予定額の半分相当の返済しかございませんでした。学びのために借りたお金を返していけないということは、当人にも人生の中でいい影響が残らないと思われれます。若い人たちを救うためにも、これを踏まえて改善点として、1. 卒業後、紀北町内で5年以上勤めた人には、奨学金を返済しなくてもよいという形の給付型奨学金制度の導入。また、困っている皆さんに無理のない返済制度を、分割とか、いろいろあると思いますが、どのように考えておられるのか、町長の考えをお伺いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、近澤チヅル議員のご質問にお答えをさせていただきます。

議員のご説明のとおり消費税率の引上げ等につきましてはですね、町民の暮らしや地域経済に少なからず影響を及ぼすものでございます。その中であって、少子高齢化が急速に進む紀北町にとりましては、子育て支援に力を注ぐことが重要であると認識をしているところでございます。

このようなことから、子育て世代の方々、この地域で暮らしやすくするために、子ども医療費助成制度を充実させていくことは、子育て支援の中でも重要なことだと考えまして、今までも議員ご説明いただきましたが、それを進めてきましてですね、県内でも上位のほうに進めさせていただくことができました。これも議員の皆さま方のご理解のお陰だと感謝を申し上げます。

その中でですね、最後の関門のような、高校までのですね、通院無料化ということなんでもございますが、これ以前も、議員もおっしゃったように、検討をということですね、していくということなんです。今、現時点ではですね、無料化につきまして、国や県、例えば県がですね、枠を上げれば財政的にもですね、その分が浮いてきます。そういったものも含めてですね、検討させていただいております。

この後の質問の答弁にも関わってくるんですが、子育て支援は大事なんで、子育て支援の中で、何ができるかということですね、やっていきたいと。当面、今の段階では少しお待ちいただきたいなという考えでございます。

次に、窓口の無料化につきましてですか、これはですね、おっしゃっていることも十分わかります。いずれにしろ返すんだからということもあります。しかしですね、国庫補助の減額というペナルティは以前もお話させていただきました。これはですね、三重県全体こういうこともあって、三重県がですね、全体、償還払いとなっております。これはですね、今、減額のペナルティの見直しなんかもね、国のほうもやっているところでございますので、県もですね、そういったものを見据えて、今後のそういう医療制度の改革を行っていくのではないかと、私自身は思っているところでございます。

そして、今、先ほど申し上げましたが、三重県全体が償還払いということなんで、我々としてはですね、やはり今後の国保のですね、全県下、あとで反対のご意見を言われると思うんですが、そういうこともございまして、できればそういうことは県内制度として、

統一してやっていくのがいいのではないかと思いますので、これも三重県のほうでもですね、この減額、ペナルティが見直された暁にはですね、我々としてもそういうお話もしていきたいなと思っております。

ですから、後ろ向きではない答弁でございます。

それからですね、新制度、保育料の問題です。保育料につきましては、子ども・子育て支援新制度の中で、同一世帯の複数の子どもが、幼稚園・保育園を利用する場合、小学校就学前の範囲におきまして、保育園等を利用する最年長の子どもから順に、2人目は半額、3人目は無料となっております、今、議員がおっしゃったように、当町でも同様に保育料を算定しているところでございます。

そういう中で、平成27年4月1日現在、24人が半額の軽減を受けられて、7人は無料となっているところでございます。当町としてはですね、議員もご案内のとおり、保育料は国の基準よりも低く設定しておりますし、先ほど申し上げた段階もですね、十分配慮させていただいているところでございます。

我々少子化対策につきましてはですね、総合戦略の中でもしっかり中央に据えておりますので、今後、十分ですね、予算化等につきましては、これをしっかりと考えながら、やっていきたいなと思っております。

病児保育と延長保育なんですか、これ以前、近澤議員だったか、どなたかのご質問かちょっと記憶にございませんが、このですね、なかなか病児保育の問題ですね、いろいろな課題がたくさんございます。議員ご承知だと思うんですが、ニーズにしても、年間50名ぐらいあるかないかというような推計もしております。そういう中で、専用スペースの確保など、それから、看護師の問題、保育士の問題、そういったものがですね、大変多くありますので、そういった受け入れてくれるね、そういう施設があるかどうかという、お医者さんのいるようなところですね、そういう問題がありますので、しかし、これは子育て中の方からも、大事な事業だよというお話は伺っておりますが、なかなか課題が多いということで、これからも勉強させていただきたいと、こう思います。

延長保育につきましてはですね、保育認定を受けた子どもたちについてですね、保育所で保育を実施するという事業でございます。短時間認定を受けた児童におきましては、開所時間内で認定時間を延長して保育を実施する場合でございます、標準時間認定を受けた児童につきましては、開所時間を超えて保育を実施する場合があります。国の定める実施要綱では、保育士の配置について、通常保育と同様の配置を規定しております。利用人

数が少なくても、最低2名の保育士が必要となり、利用ニーズ量と各施設の運営にも関わってくることなので、各施設といろいろ話をしながらですね、行ってきたいなと思います。

それから、奨学金制度なんですが、これは教育委員会のほうで、取り扱っていただきますので、教育長からの答弁とさせていただきます。以上です。

瀧本攻議長

村島教育長。

村島起郎教育長

それでは、議員のご質問に答えさせていただきます。

議員のご質問は、5年以上定住すれば給付型の奨学金であればどうかというご質問でしたけれども、これにつきましては、協議項目が非常に多くて、今後の検討課題にさせていただきたいと思います。

ただ、近くの尾鷲市のほうでは、償還の免除制度というのがございますので、それを参考にご説明をさせていただきます。尾鷲市のように、地元で働く場合、返済の免除については、教育委員会でも何度か検討しております。これについては、家庭の事情で戻りたくても、戻れない。就職したくても希望する就職する場所がないなど、貸与者の状況やその時の社会情勢により、不公平が出てしまうことや、借りたものは返すという社会的な責任のとり方の観点などから、慎重に対応すべきというご意見がございます。

しかしながら、町への定住促進や活性化の観点からみますと、若者が地元に戻って頑張って生活するということは、町にとって、とても大切なことだと認識しております。今後、他の市町の実施状況、参考事例等を踏まえて、検討してまいりたいというふうに考えております。

そして、2番目の無理のない返済制度のご質問に、お答えさせていただきます。

現在の返済の仕方につきましては、奨学金の貸与終了年度の翌年から、返還が始まります。返還期間は平成26年度から償還期間を10年から12年以内へと、2年間延長し、返済しやすくしております。返済内容につきましては、貸与終了後、奨学金返済明細書を提出していただき、その中で毎年の返還額、返済月を貸与者に決めていただいております。返還方法は納付書により、紀北町指定機関、金融機関へ支払いしていただくか、平成24年度より返還の利便性を図るため、口座振替でその支払いも実施しております。経済的な理由などにより、奨学金の毎年の返還ができず、滞納して残ってしまう方については、少しでも

滞納額を支払っていただくために、分納誓約書により誓約していただき、毎月少額の分納で支払っていただいております。

以上でございます。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

それでは、子どもの医療費の助成について、再度、質問させていただきます。もう少しお待ちくださいという、お答えでしたけれども、1年待ちました。その時も国や県の動向を考えてということですが、国がこの無料化制度をつくってなくて、国がまずつくることができれば、県がその半分を持つんですから、国に対して意見をあげていくしか、方法がないのかなと思います。是非、前向きに考えていただきたいと思います。

現実には、紀北町で26年度、高校生の通院にかかった実績は、何件で、金額はどのような金額なのか、お伺いいたします。そして、また、窓口無料については、ほとんどの県で実施されておりまして、してないのは10県。その中でも、もう既に部分的にはやっているところもございます。全国の流れは、窓口無料というところで、1県、先ほどおっしゃいました国保のペナルティ廃止の、ペナルティがあって、そのことをまた戻して償還にしたという県もございますが、全体の流れとしては、窓口無料が全国的には流れです。

国会のほうでも、先ほど町長も意見がありましたけど、ペナルティの廃止の声は全国知事会、また市町村会、全てまた公明党も含めて、もちろん共産党の議員も国会へ求めておりますが、全部の皆さんの願いとなっているのも事実でございますので、検討会議の中で、いつもそういうお答えですが、是非、強く進めていきたいと思いますが、再度お答えをお願いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、実績、高校生の通院のことをおっしゃってました。それにつきましてはですね、900万円から1,000万円ぐらいかかるんじゃないかと思っております。そういう中で、無料化の問題ですね、また、細かい点があったら、担当のほうからよろしいですか。

無料化につきましてはですね、先ほど申し上げたように、我々もペナルティの廃止をですね、町村会からも求めております。そういう中で、先ほど国保も含めてですね、全県下

の問題もございますので、我々としては私どもの町だけするというのではなしにですね、やはり全県下でやるのなら、やるべきだと思っておりますので、ただ、その窓口無料化ということに対してですね、反対とか、そういう問題ではございませんので、そういう姿勢でおそらく町村会もですね、やっていきたいなと思っているんだと思います、全体論といったしましても。

そういう形でやっていきます。ただですね、危惧するのはやっぱり現物給付ということになれば、医療費がちょっとしたことで行こうじゃないかということにもなろうかと思えます。ですから、医療費の増加を防ぐためには、町民の皆さんが健康でいていただかなければいけません。だから、そういった健康の部分についてですね、今、27年度から特に、今までもやっていますが、特に注力しているのはですね、やはりそのところをやっぱり根本を押さえないと、やっぱり安易に、どんどんかかる、医療費が今、県下で1人あたり一番高いですから、そういうことも抱き合わせてですね、一緒にやりながら現物給付になっても、何とか医療費を抑えられるというような施策もですね、共にやっていきたいなと思っております。

以上です。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

是非、前向きに考えていただきたいと思えます。

国のほうもですね、就学前は子どもの医療費2割にしているんですけども、その2割にして、全国で就学前までは無料になっているんですけども、無料になって医療費が増えるかということについては、もうこれ以上は増えないということで、小学校入学前までは増えないけれども、後のところは加算が必要だろうというようなことを言っておりますが、以前は小学校入学前までも認めておりませんでしたので、そのことについては、前進していると思えますので、そのことも踏まえて、是非、心配しておられる、通院も無料になったら医療費が増えるのかという、そのような根拠はあまり心配しなくてもいいのではないかと思います。

また、窓口無料につきましても、1年前は三重県の制度でございますが、請願が出ても継続審議となっておりますが、三重県の福祉医療費窓口無料を進める会が、6月の県議会に請願を出して採択を受け、三重県議会のほうも無料にする、この請願を可決しており

ます。県のほうも進んでいるんですね、議会のほうは。是非、町から検討会議、いつも検討会議とおっしゃるんですが、紀北町、その検討会議の中で、東紀州のほうはあまり強い声が出てきていないというような話もあるかという、少し聞こえておりますので、是非、東紀州の代表として、強く求めていただきたいと思います。そのことについては、終わります。

子どもの子育て支援のほうに移りたいと思います。

子どもの医療費のことですね。考えるけれども、難しいというお話でしたけれども、三重県下にはですね、やはり3人目が小学校にあがってからは難しいってことで、小学校6年生まで3人を含んだら無料になるとか。すごいところは、高校卒業するまでの児童を1人目として認め、3人以降、名張市、津や四日市では、小学校6年生までを対象に、枠を広げております。また、度会町でも、度会町はまた違うんですけれども、母子家庭の無料の世帯もごさいます。是非、このような例もごさいますので、その市ではどのような工夫してやっておられるのか、是非、研究願いたいと思います。

そして、保育料の負担の額、これをいただいたんですけれども、10に分類されております。この中で、ひとり親家庭と生活保護世帯は、この区分の中には正確には書かれてないのですが、どのようになっていますか、お伺いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今の部分ですが、他市町の状況はですね、我々も情報としてはとらさせていただきます。しかしながらですね、こういった問題につきましては、他市町は参考にはさせていただきますが、やっぱり自分たちの町の方向性ということで、それを参考にしながら決めていきたいという考えなんで、いずれにしろですね、新年度予算、当初予算には何らかの子育て支援のですね、施策を盛り込んでいきたいと、今、考えております。

ですから、これに、これにというんではなしに、総体的に子育て支援をどうするかということですね、今、検討しておりますので、その中に、議員おっしゃるのも当てはまるかもわかりませんし、また、他の角度からね、子育て支援をさせていただくかもわかりません。ただ、地方創生でも子育て支援、ど真ん中に入れておりますので、そういった意味では新年度当初予算をお待ちいただきたい。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

地方創生交付金も大いに活用していただいて、全国でも子どもの医療費も、保育料の減免もですね、北海道から沖縄までたくさんの市町で、現実に交付金の決定をされております。決定というんか、申し入れているのかもわからないんですけども、是非そのこともお願いしたいと思います。

私はこの地方議会で、このことを強く求めておりますが、私たちの国会議員も増えてまして、国会でも同じ要望を、強く強く求めております。市町に対して、もっと助成せよ、そして、2人目、3人目を国の制度で無料にせよということも言っておりますので、是非、国の施策が地方にこれだけ普及している時はないと思いますので、町民の皆さんとともに、地方も国も力を合わせて、少子化対策に進んでいくべきだと思っております。

また、奨学資金の検討に関しましては、検討したいというお話だったんですけども、検討したいを、もう少し具体的に、前向きなのか、本当に検討だけなのか、そのところを、すいませんが、もう一度詳しく説明をお願いいたします。

瀧本攻議長

村島教育長。

村島昶郎教育長

どのように検討しているかということで、その方向性みたいなものを問われたと思うんですけども、たくさんの検討する課題がございます。例えば、先ほどご説明させていただきましたように、1番は定住促進の観点から考えていきたいんです。ですので、他の市町を参考にしますと、5年以上定住した時に、何らかの返還なんですか、方法をですね、免除するとかいうふうなことで考えている市町もございます。今、教育委員会のほうで考えていますのは、奨学金というのは、いろいろございますので、そのどの奨学金を、その対象にするかとか。それからその5年間でいいのか、3年でいいのかということも、考えていかなければなりませんし、ただ、地域に住んでおればいいというわけではないんじゃないかと。無職でもいいのかということも検討しなくちゃならないというふうに思います。

また、職種でも考えていかなければなりません。尾鷲市の例でいきますと、公務員はこれからは免除から外れていますので、そういうことも考えていかなければならないと思いますし、それから、収入の限度を設けるかと。さまざまな要件がございますので、そういうところの検討を進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

何年ぐらいを目途にとかという考えはあるのかどうか、お伺いいたします。

そして、もう1つですね、分納もして頑張っておられる、滞納に対しては、頑張っておられるというお話だったんですけども、滞納されている方の職業とか、年収とか、そういう実態調査はされておられるのでしょうか。

瀧本攻議長

玉津武幸学校教育課長。

玉津武幸学校教育課長

分納に関しましては、来ていただいて面接した中で、その収入状況、職種状況も確認しながら進めていっております。以上でございます。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

何年以内っていうのを、後でまたお答えください。

そして、是非、滞納者の方、全ての年収状況とかですね、どういう状況におられるか、実態調査を、来てくれた方だけでなくですね、することで、この39人、年々たまっている未納分が解消されるのではないかと思いますので、実態調査を是非お願いしたいと思いますが、いかがですか。

瀧本攻議長

玉津武幸学校教育課長。

玉津武幸学校教育課長

きちんと、きちんと口座から引き落とされとる方に対しましては、特に問題ないのかなと思っております。やはり、滞納として滞っている方に関しましては、今後どうするのかということですね、個人と町と一緒にやっていかなければならないと思いますので、その部分の方には、情報共有をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

瀧本攻議長

村島教育長。

村島昶郎教育長

何年ぐらいを目途にお尋ねですけども、検討中ということで、お願いいたします。

以上でございます。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

早く結論が出るように、お願いしたいと思います。

それでは、2つ目の質問に入ります。

国保の医療改悪から地域医療を守るために、税と社会保障の一体改革大綱にしたがって、消費税は8%になり、さらに29年の4月からは10%になります。そのような中、介護保険の改悪に続いて、市町村国保の都道府県化、入院食費の負担増、保険外治療の拡大、医療費適正化計画の強化など、社会保障を削るため、また、その削った分を国民に痛みを押しつける改悪を盛り込んだ、医療保険制度の改定法案が、5月に国会で可決されました。

これにより2018年度は、国保が大きく変わることとなります。1. 国保について、2018年度から都道府県が国保の保険者となり、運営から市町村が撤回するのではないかと見られておりました。しかし、改革は、市町村が国保の運営から撤回するのではなく、都道府県と市町村が両方、国保の保険者となる。このような新しい制度でございます。町長は以前、私の質問に都道府県化は、分母であるパイが大きくなり、賛成であるとお答えされましたが、両者が保険者となった場合、都道府県化で町民の負担は減らせるのか、お伺いいたします。

次に、国保について、三度にわたって、低所得者が多く加入する保険制度であり、収入に占める保険料の割合が、紀北町でも9.7%である、他の保険に対して高い、そういう制度の構造的矛盾を指摘させていただきました。国も従来の手法の修正を迫られております。そこで、10年間保険料率を変えずにやってこられた紀北町ではありますけれども、町民の皆さんは大変高いと考えておられます。保険者であることが、あと2年間だけです。住民の暮らしが大変な中、国保の保険料が高いという皆さんの声に応えていただき、少しでも国保を引き下げていただきたい。そのことについて、お伺いいたします。

2. 地域医療構想について。改定された保険制度改革関連法は、都道府県の役割が強化されました。それは国保であり、もう1つは都道府県の責任で、地域医療構想をつくる適

正化計画をつくることです。その計画をつくるのに、もう既に東紀州地域医療構想調整会議が3回開かれておりますが、この東紀州地域の10年後、2025年度には必要病床数をたくさん減らすことが、提案されております。

また、1月には県民・町民に意見を求めるパブリックコメントが実施されます。しかし、多くの町民はこのようなことが行われていることを知りません。紀北町も町民に対する説明責任があると思います。地域医療を守るために、町長の見解をお伺いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほどのですね、今の答弁に入る前に、先ほどのを少し補足させてください。子ども・子育ての支援のことについてなんですけども、これですね、基本的に地方創生の中では、ど真ん中においております。しかし、補助とか助成の話になりますと、これね、ずっといかなきゃいけないことなんで、国のあり方もですね、地方創生、昨年と今年度がですね、1,700億円とかいいながら、来年が1,000億円で町が半分出してくださいという話になっていますよね。

そういう中で国はですね、今度は1億総活躍社会とかいってますんで、これ自体、地方創生のど真ん中は変わりません。変わりませんが、そのお金をあてにして、恒久的なもの、なかなか制度的にしにくいところもありますんで、そういった部分も含めて、今後ですね、検討させてください。

ですから、国がポロッと変わったよ、町がそれをやりにくいようではですね、とてもこれ恒久的制度としてならないものだと思います。議員もですね、恒久的にやってくださいよということなんで、その部分だけということではない。そこのところは、ちょっとご理解をお願いします。

そして、国保について答弁をさせていただきます。

医療保険制度改革関連法案が5月27日の参議院本会議で成立し、このことによりまして、都道府県は平成30年度から国保の財政運営の責任主体となるとともに、国保運営の中心的役割を担うことが決まっているところでございます。

さて、ご質問の国保の都道府県化で町民の負担は減らせるのかでございしますが、国保の運営主体を市町村から都道府県に移す目的は何かと申しますと、議員も先ほど申し上げました財政基盤を強化ということでございます。しかしながら、その具体的な方法について

はですね、いまだ示されていないところがございます。

先日、開催されました三重県市町国保広域化等連携会議におきましては、三重県医務国保課長の挨拶がございました。現在、平成30年度の都道府県単位化に向け、国保基盤強化協議会等におきまして、運営方針のガイドラインや標準保険料率議論の最中でございます。年明けには情報も少しずつ出てくるのではないかと考えているところでございます。

したがって、町民の負担は減るのかどうかということについては、現時点ではですね、わからない、不明というお答えとさせていただきます。

しかし、今後、検討会議や作業部会等が、随時開催されるものと聞いておりますので、そういったものにはですね、担当課とまた、私が出る場合もございます。そういった場合に被保険者の方々に、今よりですね、負担のかからないように、国や県には求めていきたいと、そのように思っております。

次、国保料の引き下げにつきましてでございますが、これは以前も答えさせていただきました。三重県の平均とするとですね、低いものとなっております。議員もご案内のようですね、この10年間上げずにきました。医療が一番高い中においてもですね、その努力についてですね、今、肯定的なお話もいただきました。そういう中で、これから国保の都道府県化が進む中で、今の段階でですね、国保料の引き下げというのは難しいのではないかと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

以上です。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

先ほど町長も子育て支援のことで、追加のお話がありましたので、私も地方創生は5年間だけですね。でも、これを期に頑張ろうって、やっている市町はたくさんございます。三重県では保育園の、大紀町は給食費の補助で、この創生を使っておりますし、全国にもたくさんございますので、特に特化したことではないと思いますので、それを承知で、これを利用して進めようという姿勢を見せていただきたいと思います。ご答弁は結構です。

それでは、医療費の国保についてお伺いいたします。

県の計画は、まだわからないので、都道府県化によって県民の負担は減らせるかどうかはわからないというお答えでしたけれども、以前はですね、国保、都道府県化でいいのではないかとこのお答えもあったと思います。

それで、都道府県化でどのように具体的に変わるかは、先ほどの町長のお答えでは、まだわからないというお答えでしたが、全然わからないのでしょうか。もう一度お伺いいたします。大筋は県からの指導っていうんですか、情報はあるのではないかと思います、お伺いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私のほうではですね、その程度しか把握しておりませんので、担当課で情報を持っているようでしたらね、担当課からお答え願えますか。

瀧本攻議長

脇俊明住民課長。

脇俊明住民課長

お答えさせていただきます。例えば保険料につきましてはですね、県が標準保険料というのを示すということになってございます。それを参考に、市町村ごとに保険料算定方式や、予定収納率に基づいて、保険料率を定めるということが、基本ということはお伺いしております。

今回の改革によりまして、保険者の保険料水準が、急激に変化するようなことのないように、必要な配慮を行う、そういったことをお伺いしております。

以上でございます。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

まだわからないということですが、保険料については、実際は紀北町で決めるという、まあ目標は県からくるんですけども、実際は紀北町で決まることになります。そういう部分ですが、はたして全体の中で、医療水準とかそういうものも加味されると思いますので、町長が医療費が高いから、でも、保険料は8番目といつもおっしゃっておりますが、医療費が高かったら、県は上げてくるのではないかなという不安もございます。是非、紀北町の軽減について、この国保の都道府県化について、情報がありましたら、広く町民に指示をお願いしたいと思います。お知らせをお願いしたいと思います。

そして、国保料の引き下げにつきまして、いつも質問しておりましたが、以前ですね、

国は今年度から国の支援を盛り込んだ、これを使って下げることはできないかという質問もさせていただきました。その時は、まだ方針がおりてきていないので、わからないというお答えでしたが、もう既にその金額はおりてきているのではないかと思いますので、このところをお伺いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

現段階におきましてもですね、同じような状況だと、私は担当から聞いております。

議長、担当のほうから。

瀧本攻議長

脇俊明住民課長。

脇俊明住民課長

国から示されておる説明でございますが、例えば低所得者対策につきましては、軽減対象者の1人あたりの支援額の算定方法につきまして、これまでは平均保険料の収納額の、例えば7割軽減、6割軽減、そのパーセントがございました。

それが、改正後はですね、その平均保険料の収納額であったもので、算定額の12%から15%に、6%から14%に、それから、2割軽減の13%というのが追加されました。ただし、平均保険料の収納額から算定額というふうに変わりましたので、これ一概に対比するということが、ちょっと不可能でございますので、ここにいくら分、1,700億円のうちのいくら分が入っているかということは、ちょっと計算上、難しいものでございます。

以上でございます。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

大きな市とかでは、そのことも計算しておられるところもありますので、よく精査していただきたいと思います。国がこのように、今年3,400億円入れて、来年度からもずっと入れていくということを発表しておりますが、何故このような金額を国保に入れていく、それは低所得者に対する補助ではないかと思いますが、いかがですか。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

おっしゃるとおりだと思います。低所得者ね、大変な人たちがいらっしゃるということは、国も認識していると思います。ただですね、財源の問題ですね、共産党の方ね、消費税の問題も反対しておりますけど、やはり、そういった財源が、手当があつてこそ、こういった手当もできるということだと思います。そういった意味では、やはり皆さんの主張がどうのこうのいうつもりはございません。どこから財源をひねり出してくるかという、国がですね、努力してするのが、本旨でございますので、我々がですね、そこまで入って議論しにくい部分がございますので、国の中でどういう財源の引っ張りだしあつて、こういった国保ばかりではなしにですね、いろいろなところで国民の方がですね、暮らしやすいまちづくりをしてもらうかということが、大事だと思っております。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

時間もないんですけど、国が国保に対して、毎年これから補助を行っていくということは、やはり加入者の保険料の負担の軽減や、その伸びの抑制が図られることを目的に、そのことを国も始めていると思いますが、そのところを町長は、ちょっと今のところでは理解できなかったんですけども、どうでしょうか。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

おっしゃるとおりなんですよ。国はね、どういう制度をやろうとしているかという話なんで、我々それと市町村単位の国保の軽減ですね、そういったものとは、またちょっとですね、間をおいてほしいなと思うんです。

それと、もう1点ですね、都道府県化のことで、いらんこと言つて、また叱られますけど、今もですね、医療費の一番のところは、なぜ8番目でいられるかということではですね、三重県国保連合、国保団体連合会のほうとか、国の交付金の問題でですね、手当していただける。つまり分母が力強いものがあるから、今、医療費が一番ね、かかっているにも関わらず、国保料が8番という現実もあるんです。

だから、やっぱり以前も言ったように、分母がやっぱり強くないと、そういったものもできないという部分がございますので、我々としては今、国保連合会でやっていただい

いること、国県でやっていただいていることを、都道府県化しても、それは続けてくださいねという話の中で、町民の皆さんの国保料の引上げに結びつかないように、努力するのが我々の仕事だと思います。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

そのことに関しましては、同感でございます。医療費、前は30万円から、県国保連合会ですか、それが1円からに、今年なりましたね。それも都道府県化の第1段階だといわれておりますが、そのことも医療費の下がる要因になるのかどうかも含めて、よく精査していただきたいと思います。

続きまして、地域医療を守るための町長の見解を問うというところで、お答えをよろしくお願いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

続きまして、地域医療を守るためのご質問でございます。

三重県主催の東紀州地域医療構想調整会議につきましてですね、これまで3回、開催をされています。この会議は医療法の改正に伴いまして、今年度から県が地域医療構想を策定する必要が生じたためでございます。この地域医療構想は、地域の各医療機能の将来の必要量を踏まえながら、医療機能のさらなる分化・連携を推進することを目的とした構想でありまして、毎年、現状確認しながら策定されるものであると伺っております。

また、本町には会議の開催前に、三重県健康福祉部医療対策局長ほかが来庁され、私も構想の概要についての説明をいただきました。なお、この会議には福祉保健課長が委員として出席しておりまして、会議の内容等については報告を受けているところでございます。

以上です。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

会議の報告を受けておられるという、東紀州医療構想調整会議のことについて、町長からお答えがありましたが、紀北町には町立の病院もありませんし、民間の医師とかはある

んですけれども、やっぱりこの地域の皆さんの健康を守るためにね、紀北町の医療に対して、町長はどのように考えておられるのか。また、パブリックコメントもありますので、是非その中身を町民に広げることが必要だと思いますが、そのことについて、お伺いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これはですね、やはり地域、病院等の少ない地域でございますので、今より低下させることないように、やっていかなければいけないと思いますし、また、救急医療等につきましてもですね、尾鷲病院しかないような状況でございます。

ですから、そういった部分の機能を十分果たしていただくように、県につきましてもですね、そういう意見は担当課のほうで、お話をですね、させていただいております。今は作業部会的なところがございますので、はい。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

すいません。パブリックコメントは、議員でしょう、皆さんやっていただいて、我々はパブリックコメントじゃなしに、議論する場へ出ていますんで、その場で皆さんの意見もですね、お伝えさせていただくと、そういうことです。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

パブリックコメントは、県民が構想に対して意見を言わないけれども、情報がないので、是非、情報を少しでも、こういうことが行われているよということを、町民に知らせていただきたいということをお願いしておりました。今、総合病院も救急医療で充実させなくてはならないというお話がありました。総合病院の玄関とか、入口、奥の救急搬送の入口にはですね、尾鷲総合病院は尾鷲、紀北町、熊野地域の皆さまを、一番よく知っている病院です。地域の皆さんの声をお聴きし、地域医療を進めていきます。職員一同と書かれております。本当に大切な病院だと思います。

このことに、職員一同の声に対して、町長はどのようにお答えできるか、是非お願いい

たします。貴重な病院だというお答えはいただきましたが、本当にこれから尾鷲総合病院は、この紀北町にとっても必要な病院だと思います。救急医療も100%、医師会の援助も得て、津市なんかでは行われてないような救急医療100%の受け入れも行っております。総合病院は市立病院ではございますが、町長のお考えをお伺いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

十分ね、私も入口にあるやつ、読ませていただいておりますし、そのとおり大切なものだと思います。特に、救急医療につきましてはですね、第1次の救急医療の病院になっておりますので、そういった部分では紀北町もですね、今も助成金というか、分担金を出させていただいておりますので、それは継続していきたいし、また、救急医療部門につきましてはですね、我々もお金を出させていただいている限り、いろいろなところでですね、下がらないように、今、365日やっけていただいておりますけど、そういった部分が低下しないようお願いはしていくつもりです。

瀧本攻議長

近澤議員、1分少々しかないんで。

7番 近澤チヅル議員

簡潔にいいます。介護も広域で、消防も広域で、たくさん広域でやっておられます。医療については、この会議では紀北町から紀宝町まで出ておりますけども、ごみの問題も広域で処理されていると進んでおりますが、この医療についても、尾鷲市とまた、この紀宝町までの皆さんと、広域または協力的にやっていくというお考えはありますが、それが一番、この地方の地域医療を守る要になると思います、町長の考えをお伺いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これはですね、今の段階では、医師会やいろいろな方ともお話ししながら、協力関係を進めていきたいなという部分でございます。あくまでも市立病院という、今の位置づけは変わりませんので、ただ、その中で、我々としても、紀北町の町民もですね、受け入れていただいております。特に救急医療についてはですね、そういうことなんで、今後もですね、検討、どういうことができるかということは、話しておりますが、あくまでも、今までの

歴史のある市の病院でございますので、尾鷲市さんともですね、いろいろな形でお話はさせていただきたいとは思いますが。

瀧本攻議長

30秒、近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

今、尾鷲市ともお話をさせていただくというお答えがありました。是非、話をさせていただいて、地域医療を守ることは、この地方の人口が増えることにもつながると思います。医療抜きには、この地で安心して暮らすことができません。是非そのことも踏まえて、尾鷲市とも話を始めていただきたいということをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

瀧本攻議長

答弁いりませんか、答弁いるの。

尾上町長。

尾上壽一町長

医療体制の必要は十分認識しておりますので、県も含めてですね、いろいろとお話をしていきたいと、そのように思います。

瀧本攻議長

これで、近澤チヅル君の質問を終わります。

瀧本攻議長

ここで暫時、休憩いたします。

昼食のため1時00分まで休憩いたします。よろしく願いいたします。

(午前 11時 39分)

瀧本攻議長

定刻になりましたので、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

瀧本攻議長

次に、1番 大西瑞香君の発言を許可します。

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

大西瑞香でございます。議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

通告にしたがいまして、一問一答にて質問をさせていただきます。

最初に、安心して暮らせる防災まちづくりについてであります。2011年3月11日に発生した東日本大震災は、災害対策のあり方を根底から見直す要因となりました。南海トラフを震源域とする巨大地震の発生に対して、三重県が昨年3月に新たな地震被害想定を公表しました。

当町の地域防災計画に示されております防災対策の中から、5点について、1点ずつ質問させていただきます。

1. 避難路整備と自主防災支援について。町内の津波避難経路整備状況と、今後の自主防災、自治会への防災支援につきまして、町長のお考えをお聞きいたします。よろしくお願いたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず大西議員のご質問にお答えさせていただきます。

避難路整備と自主防災支援についてでございます。津波避難対策といたしまして、指定緊急避難場所は81箇所でございます。多くは裏山などの高台となっているところでございます。また、自主防災会でも緊急の避難場所の確保を行っていただいております。現在、町で把握しているところは71箇所でございます。合わせて152箇所となります。

これまで、より早く、より高くを合言葉に、地域の方々と連携し、避難路の整備を進めてまいりました。引き続き、誰もが避難できる場所を増やしていくために、自主防災会の方々と連携・協力し、取り組んでいきたいと考えております。

また、自主防災会への支援についてでございますが、東日本大震災以後の平成24年度から26年度までの3年間は、46自主防災会に対しまして、非常用備蓄品、資機材などの整備によりまして、自主防災会活動の基盤を整えてもらう意図もあり、各自主防災会に一律10

万円、毎年460万円の補助金を交付いたしました。

今年度から各自主防災会の規模に応じた支援を行う意図で、均等割と世帯数割に応じて算出した補助金を、3万1,000円から18万5,000円の範囲で、それぞれ交付しているところでございます。

また、これ以外に自主防災会への支援といたしまして、自主防災倉庫の整備、緊急避難場所用テント、かけモックの配付などを行っているところでございます。地域の防災の要でございます自主防災会については、引き続き活動支援を行ってまいります。

以上です。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

この自主防災、自治会への防災支援につきまして、現在、住民台帳の人数によって、補助金を出していただいておりますが、この補助金に関しての今後のお考えをお聞きいたします。

実は自治会からの、この補助金の方法につきまして、昼間でしたら、どこ逃げるかわからない状況で、不公平感を感じると、そういうお声をいただいているんですけれども、その点に関しまして、お聞きいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

補助金につきましてははですね、今後も一定続けていきたいとは思っております。それと、昼間だったらかい、ちょっと質問の趣旨がわかりませんでした。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

自治会の方が、その場所に、自治会の指定場所に、緊急避難場所に逃げることは限らないということで、ある自治会のところには、昼間でしたら、他の方が逃げるという、そういう状況も起こる中でと、そういう質問なんですけれども。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ほかの人も逃げるということで、今どこに、その津波避難路があるかということで、逃げていただくということではですね、それはそのとおりだと思います。

それと補助金の、おそらく言わんとしているところは、何故その世帯数割になったんかとか、人数割になったかというお話でございましょうか。その考えにつきましてはですね、23年からですね、がございまして、それから、最初一律10万円を補助してきました。これはですね、やっぱり先ほども申し上げたように、基盤整備をする時には、やはり大きな町も、小さな町も、それぞれ最初の初期投資というのは一緒だけいるだろうと。一定の基盤ができてきたら、今度は人数に合わせてですね、これは補助金の関係では、備蓄品の問題がございまして。備蓄品は5年なり、何年なりで交換していかなければいけないんで、やはり人数の多いところは、その分、基本的には備蓄品なんかも多くいりますし、また、逆にいうたら広い区域であって、浸水域であれば、逆に避難路の数も多くなりますし、必然的にですね、そういった意味もございまして、これは我々だけで判断したのではなしにですね、自主防災会の皆様のご意見もお聴きして、こういう補助金の仕方にさせていただきました。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

私も詳しくはちょっと理解をしておりませんでしたので、今、聞かせていただきまして、理解をさせていただきました。

夜間の災害時避難の安全対策について、お聞きしたいと思います。

避難路にソーラー発電タイプの避難誘導灯が設置されておりますが、それだけでは不十分と考えます。夜、町を歩いてみますと、避難誘導表示がまったく見えないものが多数あります。整備をした避難場所までに、無事にたどり着くためには、太陽や蛍光灯の紫外線を吸収し、暗闇で発光する蓄光式誘導製品は、避難誘導の有効なものと考えます。

現在ある避難表示や手すりに張り付けるタイプもありますが、ぜひ取り入れていただきたい避難誘導製品であります。この点に関して、予定はありますか、お聞きいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的にはですね、夜間は自主的に懐中電灯等を備えていただいて、逃げていただくというのが基本でございます。その中で、我々の今の考え方から申し上げますと、避難誘導灯につきましてはですね、誘導していく過程での電源は、今、蓄電式の商用電源を使ったものを設置しております。

それから、少し長期にいななければいけないとかですね、そういった例えば集会所、学校等のところは、太陽光発電をさせていただきます。これは商用電源が切れた時にでも、しばらくの間、2日、3日、4日とかですね、居なければいけないところには、その太陽光発電で、そういった誘導をしていこうとかという考えでございます。

今、蓄光式のやつですね、これは大変有効ではあるかと思いますが、今のところはこちらのほうの整備を行っております。それと、単価等の問題もですね、これから勉強していきたいと、そのように思います。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

先ほども言わせていただきましたけれども、この今ある避難表示は、夜になるとまったく見えないということですので、この蓄光式の製品に関しましても、これから検討を是非していただきたいと思います。

続きまして、津波避難に関しまして、住民の方からよく聞くお話は、緊急避難場所での雨・風・寒さ等の対策についてです。災害規模によっては、数時間の待機ではすまない場合も考えられます。防災倉庫には、テントが保管してある自治会は、たくさんありますけれども、雨・風・寒さ対策についてと、また、高速道路の緊急避難場所にトイレを設置してほしいという声もありますが、この2点について答弁をお願いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

雨とか風とかですね、そういったものにつきましては、テントを配付させていただいたりですね、防災倉庫にそういうものを準備していただくという方向で、今やっております。当初ですね、山のいたるところに、東屋のようなものをつけてくださいということもあったんですが、それはなかなかですね、他の持ち主の方もございますし、いろいろと大変な困難な事情がございまして、それに代わって自主防災会へのテントの配付ということをさ

せていただいておりますので、その辺もご理解いただきたいと思いますし、トイレについてはですね、基本的にはいろいろところで工夫していただいております。引本自治会なんかの自主防災会ですと、それぞれの地域でそういった簡易トイレのようなものをつくっていただいたりですね、我々としては、そういった簡易トイレを、それぞれ町でも持っておりますし、それぞれの地区でですね、自主防災会で自主防災倉庫などに入れていただいている方もいらっしゃいますので、そういう形での対応になろうかと思っております。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

町民の方からもいただいている声というのは、高速道路の避難路におけるトイレに関しましてですけれども、そこでも同じ対応を考えているというお話でしょうか。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

おっしゃるとおりです。そういった非常用ですね、携帯用トイレ等をそういったテントを置くことによって、テントの周りをかこうとか、そういったことで、やっていかなければいけないと思います。また、高速道路のですね、今、避難場所につきましては、なかなか占有ということではですね、難しい状況もありまして、今、長島インターのところと、それから出垣内の紀北中学校の裏ですね、それを国交省と交渉中でございます。ただ国交省のほうもですね、なかなか防災のこととはいえ、その倉庫の設置とかにつきましてはですね、今年度ずっと危機管理課では交渉していただいているんですが、今のところまだ実現していないのが現実でございます。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

また、このトイレを含めまして、倉庫についても、また頑張ってくださいまして、早く実現をしていただきますようお願いいたします。今後も自治会の要望に、丁寧な対応をしていただきますようお願いいたします。

続きまして、2点目、防災人材の育成と女性の防災参加について、質問いたします。地域防災力の向上を図る、自助、共助の取り組み強化をするには、自主防災リーダーの育成

は欠かせないものと思っております。危機管理課の職員だけで、町内全ての自主防災の強化を進めるのには限界があります。防災士、防災コーディネーター等の育成は、防災知識を高め、災害時に適切な活動に取り組めるよう、平常時から防災活動を促進する役割を担っております。

また、女性の防災参加については、女性の視点を、防災、災害復興に反映させることが、子ども、高齢者等の災害弱者を守ることとなります。女性防災リーダーの育成、防災会議への女性参加の増加、自主防災会への女性参加の推進について、答弁をお願いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、2点目のご質問にお答えさせていただきます。

自主防災人材の育成と女性の防災参加についてでございます。防災人材の育成につきましては、これまで三重県と三重大が連携し、三重防災コーディネーターなどの人材育成を行っていただいております。現在、三重防災減災センターを中心に、人材育成に取り組んでいただいております。さらに三重県では、消防団員や自主防災会の方々を、地域のリーダーとして育成していくプログラムに取り組んでいるところでございます。

また地域防災の要となる自主防災組織等で、活動が可能な方のうち、若い女性を中心に、災害時における率先避難や避難所運営などにおいて、指導的立場になっていただくことも期待されておりますが、まずは自主防災会でも行っていただいておりますが、災害時の炊き出しなどの協力に加えまして、自主防災会の日頃の活動のほか、避難所運営対策などの取り組みの中で、女性としての視点を反映していただくことは、議員おっしゃるとおりだと思っております。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

現在の防災人材の育成について、取り組むというお話ですけれども、現在、具体的な取り組みを、予定されている取り組み、また、今、取り組んでいることがありましたら、お聞かせいただきたいと思っております。また、防災コーディネーターの育成に対しましても、津とかへ行くことが困難な方も大勢みえます。そういうことから、町独自の紀北町防災リーダーの育成カリキュラムを、月1回でもしていただきまして、1年かけて取り組むなどの、

そういう方法もありますが、この点については、いかがでしょうか、お聞きいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今ですね、県のほうではですね、そういう人材育成のほう熱心にやっていただいております。そういう中では自主防災組織のリーダー研修会などもございますし、自主防災組織のアドバイザー養成講座などございます。そういったものを活用しながらやっていきたいと思っておりますし、また、それぞれ出前事業という形でですね、女性の団体とか、各自主防災会も行かさせていただいておりますし、熱心な地域のもので、自主防災会の方の中にはですね、この防災コーディネーターの資格もとられている方もございます。

こういった方をですね、増やすことによって、意識を継続し、意識を高めていくことが必要だと思っております。町でどういうことをするかというのはですね、今後、考えていきたいと思っておりますが、少しこの点につきましては、担当課からお話をさせていただきます。

瀧本攻議長

上野危機管理課長。

上野和彦危機管理課長

町独自の防災リーダー育成プログラムを開いたらどうかというお話でしたけれども、現在ですね、ちょっと職員のほうの、そういう研修を行えるだけの人材というのが、職員のほうにもありませんので、外部からの招聘を行わないといけないということもございます。その辺についてですね、どういう形で講座を開くことができるのか。その辺についても、予算等の関係もございますので、今後その辺は検討していきたいと思っております。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

女性防災リーダーの防災会議への女性参加の増加とか、自主防災会への女性参加の推進について、もう一度町長からの答弁を求めたいと思います。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほど申し上げましたですけど、出前事業等でですね、お呼びいただいていることもご

ざいます。それとですね、やはり先だっの三重県ですね、地震の日のシンポジウムのように、やはり県とか、そういったところですね、講演会もしていただいていますし、うちの防災アドバイザーになっていただいている川口先生もですね、産学官ということで、いろいろな地域に入っていただいております、その中ではやはりそういった避難所運営について、この間もそういう阪本先生ですか、の視点からもお話をさせていただきました。

そういったことではですね、我々、今後もですね、こういった紀北町だけではなくに、いろいろな人の力をお借りしながら、いろいろな講演やこういった意識の向上を図っていききたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

先ほど担当課でも、担当課から町独自のカリキュラムの検討をしていきたいというお話がありましたので、町長に対しましても、そういう検討を是非、進めていただきたいと思っています。

この当町の防災コーディネーター、防災士の資格を持つ人の把握をされてますでしょうか。もし把握してましたら、何名みえるのか教えていただきたいと思っています。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私のほうで聞いておるのは、三重防災コーディネーターですね、25名。それから、防災士が8名とお聞きしております。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

この防災士、防災コーディネーターの皆さんというのは、やはり地域の防災活動の力になりたいとの思いで、資格を取られた方だと思います。こういう方たちに、自主防災のお手伝いをしていただいたらどうかと思います。今、そういう自主防災に対しての受け入れを聞いたことが、ちょっとありませんので、そういう点でお聞きしたいと思っています。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

現在ですね、先ほども申し上げたように、役場の職員とかですね、いろいろな方がですね、このコーディネーターの資格も取っていただいておりますし、自主防災会のほうでも取っていただいております。できればですね、自主防災会の方に皆さん取っていただければ、ありがたいんですが、なかなか講習へ行ったりですね、大変難しいので、こういったコーディネーターの皆さんのですね、知恵もこれからお借りしながらですね、どういった皆さんいろいろと地域、他の地域までね、入っていくというのがですね、なかなか難しい部分もあろうかと思えます。

そういう意味では、町のほうもですね、コーディネーターの資格を持っている方、そういった方、防災士の方と、いろいろこれから接触を図りながらですね、そういう人たちに何をしていただけるのか、また、何をやりたいと思ってみえるのかですね、そういったことも意見交換をしていきたいと、そのように思います。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

今、町長にお答えいただいた答えは、是非お聞きしたかった答えでありますので、もう是非、町から呼びかけを行ってもらい、集まっていただき、交流をしていただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。行政、地域住民と連携を図り、この地域防災力の強化に、是非これからも努めていただきたいと思えます。

続きまして、3. 災害時要援護者名簿の登録申請状況と活用について、災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者名簿を、避難支援関係者に情報提供することが認められました。災害時に自立で自らの身を守ることが困難である高齢者、障がい者の方の命を守るためにつくられた、要援護者管理システムが導入され、当町の避難行動要支援者名簿登録者数は、12月1日現在、1,512名となっています。この資料は皆さんの手元にもわたっていると思いますが、また、既に活用した訓練等に、今後その名簿をどう活用していくのか。

また、既に活用し訓練等に利用されている例はあるのか。答弁をお願いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、災害時要援護者名簿の登録申請状況と活用についてでございますが、平成19

年度に災害時要援護者名簿を策定して、約800名の登録がございました。その後、災害対策基本法の改正によりまして、地域防災計画に名簿の作成が位置づけられたことから、11月24日の防災会議に図ったうえで、これに基づきまして、避難行動要支援者名簿を作成中でございます。この名簿を平時から自主防災会などに利用することより、承諾等の確認が必要なため、現在そのための作業に向けて準備中でございます。名簿登録者数は、先ほど議員がおっしゃった1,512名でございます。

以上です。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

このいただいています避難行動要支援者名簿のうちに、情報提供に本人の同意を得た方は、どれぐらいみえますかということ。要支援者を支援する、そういう手引きのようなものは、町で作成されているのかということ。もう1点、名簿登録者の状況も変化しますけれども、この名簿の更新はされているのかという点について、お答えをお願いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

危機管理課長の答弁から答弁させます。

瀧本攻議長

上野危機管理課長。

上野和彦危機管理課長

まず登録の中で、同意の得られている方というご質問でございますけれども、現在の作成している名簿につきましては、同意のほうを、これから取るということで、現在、名簿は福祉保健課のほうでですね、作成していただいたんですが、その方々を活用していくにあたりまして、公表していいかどうか、その確認が必要でございます。現在、その確認をするための準備を行っているところでございます。

ですので、確認済みの方につきましては、今のところ、この名簿に関しては0という形になります。ただ、以前800名ほどの、19年に手を挙げられた方がおられまして、その方ですね、引き続き、この名簿の中に引き継いでいる方はおられます。ただ、この方につき

ましても、再度、取りなおしを行いたいと考えております。

それから、あとですね、名簿の、この名簿を使ってですね、避難を図っていくうえでですね、マニュアルとか手順とか、その辺につきましてはですね、避難行動要支援者の方ですね、個別計画をつくっていただく方向でですね、町としては進めていかないといけないんですが、個別計画につきましては、非常にそれぞれ個々の方の避難が違うということもございますので、その辺については、どのような形がいいのかというのは、ちょっと今後、詳細のほうをですね、詰めていかなければならないと考えておりますので、自主防災会とか、あるいは消防団、その他のこの名簿をですね、活用をお願いしなければならないところと、相談をしながら、その辺については進めていきたいと考えております。

あとですね、名簿の更新につきましてはですね、随時ですね、現在の名簿登録者につきまして、福祉保健課のほうにですね、その後の異動等の届けがですね、住民異動とかですね、あるいは要件の変更等がございましたら、福祉保健課のほうで、それを把握したうえでですね、随時変更していただくというふうにお聞きしております。

ただですね、町のほうとしましては、この名簿作成後、活用ができるようになった段階ではですね、随時、その名簿をですね、活用していただくところへ提供するというのは、難しいと考えておりますので、年に1回ですね、例えば4月1日付けとかでの名簿をですね、提供させていただくような、そういうことを考えております。

以上です。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

名簿登録等に関しましては、これからということですので、早急な対応が求められますので、よろしく願いいたします。

高齢者をはじめとする要援護者の避難に関する課題の解決なくしては、町長がいわれております、災害犠牲者『0』の実現はありえないといえます。これは大きな課題であります。また、支援に利用できる補助道具、かけモックやリヤカーなどがありますけれども、これももっと地域の各所に保管する必要があると感じますが、この点について、お聞かせいただきたいと思っております。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

いろいろなね、各自主防災会、それぞれの地域、特性、地形等によってですね、いろいろとされていることがあります。例えば、ある自主防災会ではですね、リヤカーを街角にですね、いろいろ置かれているところもございます。かけモックにしてもですね、置かれるのが、山の上のそういった防災倉庫なのか、いろいろなところもございまして、いろいろとそれぞれの地域で、頑張っていたいただいていると思います。

こういった弱者のことにつきましてはですね、一般的な部分では公助の役割は多いですが、いざ事が起きたという時はですね、やっぱり共助の部分が大きいと思います。そういった意味では、地域コミュニケーションがまだこの地方は生きていますので、それぞれですね、そのコミュニティの中で、名簿に頼ることなくですね、お互い近隣のことは十分知っていただいて、それから、その人たちと普段から話し合っ、どうするかということが、やはり自主防災会、それから自治会、そういったものにも、やはり頑張っていたきたいなと思うところがございます。

その中で公助としてできる場所は何があるのかということ、今後も勉強していきたいし、行っていきたいと思っています。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

町長にお答えいただきましたように、共助の面で、地域のコミュニティは本当に大変に大切になってくると思います。この要援護者の避難に関しましては、要援護をする方の命を守るという方法につきましても、合わせて検討することが重要でありますので、このかけモック、リヤカーなどの地域各所に保管するということに対しまして、質問させていただきました。

続きまして、4点目、近隣自治体との災害協定について、質問いたします。

災害時の三重県市町村応援協定書を、平成24年に結んでおりますが、近隣自治体との個々の災害協定を結んでいるのか。また、災害時の避難者の受入要請に関して、協定を結ぶ市町と、どのような具体的なお話をされているのか、お聞きいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

近隣自治体との災害協定ということで、ご質問いただきました。現在、災害が発生した場合の近隣自治体との応援協定につきましては、県全体で結んでおります三重県市町災害時応援協定がございます。この協定に基づく応援体制が構築されているところでございます。水害や土砂災害などの場合は、平成16年の災害時のように、県や他市町からの応援を受けることができると考えております。

また、平成23年の紀伊半島大水害では、当町から御浜町や紀宝町に応援のために、職員を派遣しているところでございます。友好都市提携を結んでおります、四條畷市とは相互応援協定を結んでおりまして、ただですね、南海トラフ巨大地震のような広域災害におきましては、各市町レベルではなしにですね、近隣も含めて大きな被害を受けることから、国、県レベルでの調整が必要だと考えております。

以上です。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

この協定に関するところでございますが、町民の皆さまから聞く声というのは、紀伊長島の場合ですと、赤羽での受入が限界の状態になった場合、どこに行くのかと心配する声でございますが、これまでもいくつかお話が出ていると思いますけれども、この点について町長からの答弁をお願いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的に二次避難場所ですね、そういったものにつきましてはですね、町のほうでも数字的には出ておりますが、全世帯がですね、被災となると、なかなかそういうわけにも、いくわけにもありません。そういう意味では三重県内の各自治体、そういったものの調整が、先ほど申し上げたように、県のほうの調整等が必要になってくると考えております。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

今のお答えに対しまして、やはり限界の状態になった場合、どこに行くのかということで、県が調整をして、それに応えるという、そういうことでしょうか。もう一度ちょっと

確認をさせていただきます。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

広域災害におきましてはですね、基本的に1つの市町だけで、判断できない部分がたくさん出てまいります。そういった時には、やはり県のご指導、そういった配分ですね、どこへ行ってくださいとか、そういうことがないと、それぞれの市町は、そんな広域災害、6,000人も入らないというような広域災害ですと、パニックでですね、職員自体、庁舎自体もどうなっているかわからないという中で、そういう意味で広域的な調整が必要ではないかというお話をさせていただいております。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

現実問題、いつ起こるかわからない、この災害に対しまして、日頃からやっぱり近隣市町村、また協定を結んでいる市町とも、また詳しく検討していただきますよう、よろしく願いいたします。

続きまして、5点目、防災教育と地域との関わりについて、質問いたします。

12月6日、みえ地震対策の日シンポジウムにおいて、防災奨励賞を受賞した紀北中学校と潮南中学校の授賞式が行われました。大変おめでとうございます。地域の宝である子どもたちが、一生懸命に取り組んだ防災活動が、このような賞を受け大変嬉しく思っております。

町長が考える防災教育の重要性と、地域との関わりについて、答弁をお願いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

防災教育につきましてはですね、非常に大事だと感じております。そして、学校で教育を受けることによって、子どもたちが家庭に帰り、親と話をし、親がまたその地域で活動をしていただく、こういった防災のですね、意識の連携ができてまいりますので、大変必要だと認識している中で、答弁にいたしましては、防災教育ということもございますので、教育長からもお話を少しさせていただきます。

瀧本攻議長

村島教育長。

村島赳郎教育長

それでは、防災教育ということで、ご答弁させていただきます。

先ほど議員から12月6日の、みえ地震対策の日シンポジウムのこと、紀北中と潮南中が表彰されたということですが、さらにですね、その上で名古屋大学の減災連携研究センター、特任准教授の阪本さんとか、それから、県の稲垣防災対策部長さんからも評価をいただきましたので、ちょっとご披露させていただきます。どうもありがとうございます。

それでは、防災教育と地域との関わりについて、お答えをいたします。

各学校におきましては、学校防災計画や防災学習カリキュラムを作成し、計画的に避難訓練や防災学習を行っています。避難訓練におきましては、平常時を基準とするばかりではなく、あらゆる可能性を想定した訓練が行われています。防災学習におきましては、三重県教育委員会で作成しました、防災ノートを活用した学習を中心に、地震体験車、いわゆる地震の揺れの体験やタウンウォッチング等、体験的な活動も取り入れながら、発達段階に応じた防災学習が行われています。

特に中学校においては、自らの命を守る行動ができるということだけでなく、助け合いの大切さを学ぶ、地域とつながるということ、防災学習の具体的目標に掲げ、避難所運営ゲームや防災パーティションの設営訓練に取り組んでいる学校もあります。

また、学校、地域住民が連携して、防災意識を高めるための防災すごろくや、飛散防止フィルム貼り、炊き出し体験等も行っております。学校、地域住民、関係団体等が連携した取り組みが、今、学校で進んでおります。

防災教育につきましては、ここまでやればよいということではありませんので、今後とも地域と連携を深めつつ、各学校の取り組みの充実を推進してまいります。なお、この19日に潮南中学校で防災講演会を1つ計画をしております。

以上でございます。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

今、当町における防災教育の取り組みについて、ご紹介をいただきましたけれども、こ

のシンポジウムに行かせていただきました時に、中学校の生徒が、白い袋に水と非常品を3つほどかけているのを見たんですけれども、これは小学校においても、そういう準備はもうされているのでしょうか。

瀧本攻議長

玉津武幸学校教育課長。

玉津武幸学校教育課長

各学校におきまして、備蓄品、また児童生徒が背負う防災バック等は、各学校によって違いがございます。また、避難所のほうに、防災倉庫のほうにストックされている学校もありますし、各学校によって備品の備え状況は、今、違っております。

以上でございます。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

今、防災倉庫というお話があったんですけれども、いざ逃げるといいう時に、防災倉庫にあっては、間に合うのかなと、持って逃げれるのかなという、そういう疑問を抱きますので、その点につきまして、また、ちょっと検討をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

瀧本攻議長

玉津学校教育課長。

玉津武幸学校教育課長

防災倉庫というのは、水とかあと乾パンとか、そういったものをいったん避難する防災倉庫のほうに置かせていただいているという状況です。実際に、背負っていく部分と、あちらに備蓄している部分は違う、両方のほうでやるという意味合いです。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

ありがとうございます。先ほど町長からのお話にもあったんですけれども、子どもたちの防災教育の取り組み、活動を、もっと地域の方に知っていただく方法も考えていただきたいと思います。こういう紀北中学校と潮南中学校が、防災奨励賞を受賞したという、そういうお話を、町民の方が聞くだけでも、やはり啓発力というのはあると思います。この

点につきまして、そういう奨励賞を受賞した、そういう場合での住民の方への、お知らせする、そういう方法というものはとっているんでしょうか。お答えいただきたいと思えます。

瀧本攻議長

上野危機管理課長。

上野和彦危機管理課長

今回の講演につきましては、企画課のほうですね、ビデオに収録していただいております、そのビデオにつきましては、ZTVの行政放送番組ですね、流していただくということ。それから、今回、受賞された取り組みについてもですね、合わせて紹介させていただくように、今、企画課の広報担当のほうで準備をしていただいている状態でございます。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

子どもたちの防災教育の取り組みというのが、今後、また広がっていくといいのではないかと考えております。また、この子どもたちの保護者というのは、今日、明日の生活をやり繰りする中で、精一杯の方も多くみえます。だからこそ、子どもを介して、防災意識を広げていくことを考える必要があると思えます。

子どもたちの命を災害から守るため、また地域防災意識の向上のために、今後も家庭、学校、地域との連携、防災教育をよろしくお願いいたします。

では、次の質問にいかせていただきます。

地域包括ケアシステムの構築について、ボランティアポイント制度の導入について、質問いたします。介護保険制度の改正により、要支援の方の支援が、市町村の支援事業に移行されることとなります。当町においても、地域の高齢者を支えるための地域づくりをめざした、地域包括ケアシステムの取り組み計画が進められていますが、地域の高齢者の支援体制の確立が重要課題になってきます。

また介護保険制度を守り、支えていくためには、元気な高齢者が増えることが重要です。そこで、高齢者の地域貢献と、健康維持を図るボランティアポイント制度について質問いたします。このボランティアポイント制度とは、介護支援ボランティアのことですが、生活支援ボランティアでもあります。高齢者が介護支援ボランティア活動を通じて、社会参

加、地域貢献を行うとともに、自身の健康増進も図っていく、介護保険制度を活用した施策であります。

財源として、地域支援事業交付金を活用することができます。65歳以上の方に、ボランティア登録をしていただきまして、この年齢はさまざまですけれども、事前研修を受け、施設での草抜き、リクリエーションの手伝い、地域サロンや配食サービスの手伝いなどの活動に対し、ポイントが得られ、そのポイントに応じ換金をしたり、商品券などに変えるものであります。ほとんどの自治体では、1ポイントを1円とし、体調に考慮しまして、1日2時間、1年最高5,000円までとしている自治体が多くあります。こういった制度をどう思われるのか、町長に答弁をお願いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

地域包括ケアシステムの構築にかかるボランティアポイント制度の導入についてということでございます。団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを、人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを、地域の自主性や実情に応じて構築する必要があるために、町、社会福祉協議会、包括支援センター、介護事業所、専門職、地域住民等が、地域の課題を共有して、世代を超えて共に考える仕組みと支えあう地域づくりを進めていくことが、重要だと考えております。

こういった中でですね、尾鷲市や紀北広域連合、地域包括支援センター、こういったものでワーキンググループを構成して、今、いろいろと構築に向けての話し合いしているところでございます。

基本的にはですね、今やはり高齢者が高齢者を支えるという、今、議員おっしゃったのは、そのとおりでございますし、この度ですね、法改正でもそういったことが、お話の中で出ております。そういう中で、地域的な課題、いろいろなこともございます。そういう中で地域のニーズの聴き取りもしながら、やっていかなければいけないと思いますが、まずですね、社会福祉協議会等と連携を図りながら、ボランティアの養成やボランティア団体の育成など地盤づくりを優先的に進めていかなければいけないというのが、今の紀北町の現状だと思います。

そういった中で、このポイント制度もですね、一緒に考えていきたいと、そのように思

います。以上です。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

今、町長に答弁をいただきましたけれども、担当課のほうにも、認識をされているのかという点につきまして、ちょっとお答えをいただきたいと思います。

瀧本攻議長

大谷福祉保健課長。

大谷眞吾福祉保健課長

ご質問にお答えします。

地域包括ケアシステムの構築につきましてはですね、担当と尾鷲市包括、社協などと、5つの事業について検討しております。その中で、先ほど議員ご提案のボランティアポイント制度なんですけれども、活用可能なのが、2つぐらいございます。例えば訪問型サービスですね、その住民主体の支援とか、それから、地域支援サービスの体制をつくっていくとか。そういうもので活用できないかどうかも含めてですね、検討させていただきたいと思っております。

以上です。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

今、担当課からも、町長からもいいお返事をいただいたと思っておりますので、推進をしていただきたいと思います。この制度導入に伴うメリットは、いくつかありますけれども、このボランティア活動の参加者にとってのメリットと申しますのは、社会参加を通じた介護予防の効果、また、生きがいのある活動の場、そして、健康につながっていきおる、そういう評価でございます。市町村にとっても、元気な高齢者の増加が見込まれ、自助、共助の意識の熟成、地域とのつながりの意識の熟成など、また、介護保険制度を活用した施策でありますけれども、介護保険料の、減額といいますか、これから増加しないようにというところを抑えるという、そういう点についてのメリットがございます。

また、在宅高齢者にとってのメリットと申しますのも、介護ボランティアに住宅の高齢者の見守りや話し相手、また掃除やごみだしなどの支援を受けることで、住み慣れた地域

で安心して生活が継続できる一助となるということでございます。この在宅での支援には制約もありますが、要支援の方や要支援まではいかない、支援を希望する方への身体介護を除いた在宅での、そういう支援は新たな支えあいの仕組み、包括ケアシステムの議論課題だと思っております。

この地域包括ケアシステムの全体の構築のあり方につきましても、改めて町長の答弁をお願いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

地域包括ケアシステムのことはですね、国なんかのいろいろ講習会、講演会でも聞いております。それも地域性もございましてですね、大変難しい部分があるのも事実です。我々の地域でですね、その地域の高齢者が高齢者を支えるとか、そういったことができるのかという問題もございしますが、その反面ですね、今いろいろなこと、栄養のこととか、ゴムバンドの教室とかですね、健康、それから食事に対してですね、活動していただいている元気な我々より上の方もたくさんございます。

そういった方々ですね、状況も把握しながら、ここが今後のですね、介護保険法のいわんとしているところ、本当に中心部分ですが、その反面、難しいのも事実です、各自治体においては。そういう意味ではですね、我々もまだ細かくは詰めてないんですが、それぞれの事業所のお力も借りないと、なかなかこの国が示している状況をつくりあげるのは難しいのではないかとということで、今、議論を行っております。

しかし、国の方針もわかりますし、議員のほう、おっしゃっていることもわかりますんで、努力はしてまいりたいと思っております。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

29年度の改正に伴って、詰めていくことはたくさんあると思います。本当にこの地域包括ケアシステム構築といいますのは、いろんな面からのお話し合いとか、検討する事項がたくさんあって、本当に大変な課題だと思いますけれども、29年度の改正にあたって、それまでに詰めていかないとということがございますので、また、詰めたお話をいただけたらと思っております。

また、この制度、このボランティアポイント制度といたしますが、この地域包括ケアシステムの中だけのものではなくて、学校の登下校の見守りなどに広がっていけばよいと考えております。この地域包括ケアシステムと申しますのは、まちづくりでもありますので、そういう子どもたち、町内の方々、皆さんを含めた、そういうところに広がっていけばよいと思っておりますので、今後、煮詰めていただきまして、すばらしい包括ケアシステムの構築をお願いしたいと思います。

7分残りしましたが、お聞きしたいところは、全部聞かせていただきましたので、今回は、以上で私の質問を終わらせていただきます。

瀧本攻議長

答弁はいいですね。

これで大西瑞香君の質問は終わりました。

瀧本攻議長

ここで暫時、休憩いたします。

2時15分まで休憩いたします。

(午後 1時 55分)

瀧本攻議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 2時 15分)

瀧本攻議長

10番 玉津充君の発言を許可します。

玉津充君。

10番 玉津充議員

10番 玉津充。平成27年12月議会の一般質問を行います。

今回は、増え続けるシカ、イノシシ、サルなどによる獣害対策と、来年5月に行われる

伊勢志摩サミットと当町の関わりについて質問します。

1項目ずつ質問しますので、よろしくお願ひします。

まずはじめに、獣害対策についてですが、私は1年間、議員選出の農業委員として、月1回開催されます農業委員会に出席しました。その度に、各地区の農業委員の皆さんから、獣害による農作物の被害や、対策などの深刻な苦勞話を聞かされました。獣害対策の必要性やハード及びソフト面で、さらなる改善が必要であるということ、改めて感じました。

委員からの要請もありまして、当町の獣害対策の現状と今後の進め方について、議論を行いたく、以下、質問します。よろしくお願ひします。

まず、シカ、イノシシ、サルなど野生鳥獣の生息状況と、被害状況について、どのように把握されているのか、お聞かせください。

次に、現在行われている被害防止対策について、お聞かせください。

3つ目に、現状の課題と今後の進め方について、どうお考えなのか、町長の所見をお聞かせください。お願ひします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、玉津議員のご質問にお答えをいたします。

有害鳥獣による農作物への被害につきましては、農業を営む方々において、大変深刻な問題でございます。営農意欲の低下、減退にもつながることは認識しているところでございます。また、町内には販売を目的とせず、家庭菜園を行う方もおり、被害にあわれることもあるとお聞きいたしております。そのような中、まず1つ目のご質問の、シカ、イノシシ、サルなどの野生鳥獣の生息状況と被害状況についてでございますが、生息状況につきましては、正確な頭数等はなかなか把握できておりませんが、今年においてはイノシシが昨年に比べ多くなっているとの声をお聞きいたしております。

また、シカについては、三重県のモニタリング調査では、県内の推定生息頭数は、平成23年をピークに減少傾向にあるとの結果も出ておりますが、本町においての有害鳥獣駆除頭数は、依然、増加傾向でございます。サルにつきましては、出没の報告は減少しているものの、依然として果樹園を中心に出没しておりまして、農家の方々での対策も実施していただいているとお聞きいたしております。

被害状況につきましては、主にイノシシの水稻作物への被害が多く、次いでシカ、サル

といった感じの被害も出ております。イノシシについては、獣害対策の柵をしているにも関わらず、その獣害対策柵を押し上げて、田畑に入り、ほ場を荒らすことが多く、シカについては果樹の樹皮をはぐなどの被害等、サルについては野菜、収穫間際の果樹や稲に対する被害が生じている状況でございます。

2つ目の被害防止対策の現状についての、ご質問でございますが、有害鳥獣から農作物を保護する対策といたしまして、農業者などが設置する防護柵等の資材購入費に対しまして、10万円を上限に2分の1を補助する制度、紀北町農産物獣害対策事業補助金を実施しております。

また、有害鳥獣駆除事業につきましては、シカ、イノシシ、サル等の有害鳥獣の駆除を、猟友会の皆さま方のご協力により、実施しているところでございます。さらに、平成23年度から平成26年度におきまして、国の補助事業による大規模柵設置事業を実施しております、有害獣の被害防止対策を講じております。

3つ目のご質問の現状の課題と今後の進め方についてでございますが、現状の課題といたしましては、先に申し上げました有害鳥獣駆除事業を実施していただいております、猟友会会員の皆さんの減少、高齢化が進む中、捕獲した鳥獣の処分方法が、埋却または焼却することと認識しております。また、現状の埋却処理におきましても、1頭分の穴を掘り、埋め戻すという作業は、かなりの重労働であると伺っておるところでございます。

以上です。

瀧本攻議長

玉津充君。

10番 玉津充議員

まず野生鳥獣の生息状況と被害状況についてであります。農業者の訴えによりますと、生息数は年々増加しておるようです。それに伴い被害も増加しておるというふうに聞いております。また、猟友会での聴き取りでは、生息数は増加しておるだろうと。しかも、最近では民家の近くや生活圏に住み着くようになったので、鉄砲での駆除は難しくなると、そういうような情報もあります。

農業者や狩猟者の減少、先ほど町長も言われておりましたが、狩猟者の減少や、そして、里山の荒廃など、人口の減少に伴って、今後、急速に増加することが予測されるんですが、町長はこれについて、どのようにお考えでしょうか。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

急速に増加ということについてはですね、ちょっと判断はしかねますが、なかなか減っていないのではないかと思います。

瀧本攻議長

玉津充君。

10番 玉津充議員

紀北町ですね、鳥獣害防止について、このような規約があると思うんですが、皆さんご存じだろうと思います。正確にはですね、紀北町鳥獣害防止総合対策協議会規約というものです。これですね、事業目的の1つの項目に、野生鳥獣の生息状況及び被害状況調査に関する業務というのが記載されております。

先ほどの町長の答弁を鑑みますと、いわゆる頭数の把握だとか、被害額の把握というのは、かなり大雑把なことで、正確な数字でなくっても、いわゆる数ですね、数だとか、金額で表せないような状況というふうに、私は判断しましたんですが、これですね、この項目でいくと、そういうことがきっちり把握していなければならないんですが、これらに関する具体的な活動は、どのようにしているのでしょうか。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほども申し上げたように、大変難しい係数というか、数字の出し方だと思いますが、その辺の状況につきましてはですね、農林課長のほうから答弁させていただきます。

瀧本攻議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

ただいまの議員のご質問にお答えさせていただきます。

議員がおっしゃられますとおり、紀北町鳥獣害防止総合対策協議会という組織がございます。この中でですね、平成24年度、25年度あたりに、サルに発信機を取付まして、それらの行動調査等を行いました。その中で、全てですね、サルに発信機を取り付けるわけにはまいりませんので、その中で2グループ設置いたしまして、矢口地区、三浦地区のグループについて、行動域調査を行ってございます。

それと、あとまたですね、獣害、なかなか野生動物のですね、生息数を全て把握するというのは、なかなか学術的にも困難な面がございます。そういった中でもですね、聴き取り調査等を、県の調査等もございましたので、それらに同行させていただいて、調査を行ったり、また、県の農業普及員等による農業者への被害対策の研修会等も行っているところでございます。

そういったですね、今後、また聴き取り等も含めた中で、そういった生息数の調査も把握に努めてまいりたいというふうにご考えておるところでございます。

以上でございます。

瀧本攻議長

玉津充君。

10番 玉津充議員

まず有害鳥獣についてですが、直近のですね、3カ年の駆除実績を出していただきました。皆さんにも配付していただいたんですが、その中でですね、この有害鳥獣の駆除数が、そこにあがっておるんですが、この分は町で把握されておるんですが、狩猟期間ですね、これ11月1日から3月15日、これは猟友会で捕獲した数量、これはですね、猟友会に聞きましたら、県に報告しておるといことなんです。その辺のですね、合わせた数とかですね、そういう総合的なものは、町のほうでは把握してないんでしょうか。

瀧本攻議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

申し訳ございません。今、手元にごございませんし、直接的にですね、県からの数字はいただいております。

以上でございます。

瀧本攻議長

玉津充君。

10番 玉津充議員

やはりですね、町内で駆除したのがですね、数としてやはりそれらも含めてですね、把握しておかないと、全体的な数量、捕獲数量が増えておるのか、減っておるのかということも、わかりづらいただろうと思うし、実際に、どれだけね、獣が増えておるのか。その辺のですね、参考にもできないと思うんで、是非ですね、そういう観点で、もっと全体的に

見ていただくように、お願いしたいと思います。

次に、被害防止対策の現状についてなんですが、町長の答弁にもありましたが、平成23年度から大規模柵の設置をしてきたと。これもですね、町全域で行ってきた大規模防護柵、これの設置はですね、シカ対策には大いに役立ったというふうに思います。当初はイノシシにもですね、効果があったんですが、最近はイノシシはですね、根元を掘り起こして、進入してくるので、農業者はですね、電柵と併用したり、自ら免許を得てですね、檻やくくり罠を仕掛けたりして、対策に苦慮しているとのこと。サルについては、さらにやっかいで、農業者が檻の中で作業する状態にしないと、対策できない状況であるというふうに聞いております。

この状況については、町長どのように把握しておられるのでしょうか。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

イノシシ等はですね、便ノ山の、議員出身の、便ノ山のほうもですね、電柵と重ね合わせてやっているのも、十分見ておりますし、稲の生えた中をですね、ずっと跡がついている、うり坊なんかが入ったのかなというような姿も見ておりますので、十分認識しております。

また、サルなんかもですね、やはり古里のみかんの方なんかもですね、港市なんかへ行くと直接なんとかしろという、お話はいただいております。以上です。

瀧本攻議長

玉津充君。

10番 玉津充議員

今年度ですね、10月現在の苦情実績なんですが、イノシシ、シカは昨年実績を上回っておりますね。特に海山区でのイノシシの駆除が、約倍増しております。これについては、今までと何か変わったことがあったのでしょうか。

それから、イノシシ、シカに比べてですね、サルが年々大幅に減少しているんですが、これについても何かあったのでしょうか。その2点お聞かせください。

瀧本攻議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

お答えさせていただきます。

詳しいですね、なぜ増えたのかということは、はっきりとしたことは申し上げにくい面がございます。ただ、やはり農業者の方々、猟友会の方々にお聞きしますと、やはり現実的に増えておると。それと、最近ちょっとお聞きしたのは、シカについては、先日の農業委員会でも委員さんのほうからご発言がございました。シカについてはですね、たくさん捕れたとしても、その中で捕れるのは雄ばかりであると。雌を駆除しないことには、やっぱり生息数の減少には、つながらないのではないかというふうご意見もございました。そういうことも、駆除できておるのが雄が多いということも、被害が増えておる原因の一つではないかというふうに考えられるのではないかと考えております。以上でございます。

申し訳ございません。サルについてもですね、なかなかサルですね、直接的に駆除していただける方というのが、なかなか少のうございます。そういった猟友会のメンバー構成と申しますか、そういった方の減少というのも、近年、被害が増えておるのも、1つの原因ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

瀧本攻議長

玉津充君。

10番 玉津充議員

そういうことなんでしょうけど、その中で現状の課題としてですね、町長も冒頭でおっしゃってございました。猟友会の会員の減少、そして、特にですね、銃を使う会員の減少、それと高齢化によってですね、狩猟能力が低下しておるそうです。また、このことはですね、年々加速していきだろうというふうに聞かされております。このことと、それからこれは皆さん、そういうふうにお思いだと思うんですが、もう一度その辺の判断は、どうされておるのか。

それと、もう1つですね、町長は捕獲後の処理方法のことを言っておられたんですが、捕獲後の処理方法は、焼却か埋葬なわけですが、特に農業者においては、処理が煩わしいというふうに言われております。当町の現状の施設で、焼却は可能なんでしょうか。例えばペットやとか、獣やとかいろいろなことがあると思うんですが、その2つについてお聞かせください。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

猟友会の紀北支部もですね、高齢化してまいりまして、なかなか銃でという方がですね、少ないのは事実でございます。それと、その分、くくりとかですね、罠の方は新たに免許をとられる方もいらっしゃるんですが、銃となると、なかなか今、難しいのが現状で、高齢化が進んでいることも認識はしております。ということで、対策はというところでですね、ちよっと今のところ難しいかなと、猟友会の方といろいろ話しながら、どうすればいいかということを進めていかなければいけないかなと思っております。

それと埋却と焼却の話なんですけど、今、埋却ということでですね、実はこの間、猟友会の方とお話させていただきました。その中で、やはり1頭分を掘るとなると、大変なんやというお話をいただいて、他の市町の今、設備ですね、課のほうで勉強していただいておりました、その方たちのおっしゃるのも、やっぱりそこで掘るんじゃなしに、車へ積んできて、焼却することはできんのかというお話をされております。そこを今、課のほうで検討しておりますので、もしもですね、可能であれば予算化も含めて考えていきたいなと思います。

瀧本攻議長

玉津充君。

10番 玉津充議員

最後のところで、それを確認しようと思っておったんですが、ありがとうございます。

それと、その埋葬とですね、もう1つは課題としてですね、これは猟友会の皆さんからお聞きしてきたことなんですけど、やはり、行政職員のスキルが不足しとるんじゃないかと。これどういう問題があるかというのと、職場異動でですね、担当者が代わってしまうと。そういうことで、今までとれておったコミュニケーションがうまくとれなくなったりですね、事務処理が遅くなったり、そのために報奨費の支払いが遅れたりするというようなことがですね、言われております。

対策は別としてですね、そういうことについて、どういうふうに認識しておられるんでしょうか。特に、これ対応しているのが、農林水産課の職員が対応しておるものだろうと思うんです。そういうふうな問題があるというふうには、お聞きしてきたものですから、行政のほうは、どういうふうに感じておられるのか。回答をお願いします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これは、鳥獣駆除とかですね、そういう問題のみならず、行政職員はほぼ3年ですね、から長くて5年ぐらいの間に代わってしまいます。そういう意味からですね、議員がおっしゃったようなことが起きないように、十分な引き継ぎとですね、スキルの向上、これはどこの課へ行ってもですね、ただちに、そういうことはやらなきゃいけないし、それと、職員配置の中で考えているのは、やはり、同時にその課からいなくならないで、ずらしながらですね、業務を継続できるような形での、今、人事を行っておりますんで、適材適所ということでやっておりますが、そういうことをやりながら、よりそういう業務の継続をですね、しっかりできるようにやっていきたいと思います。

瀧本攻議長

玉津充君。

10番 玉津充議員

それは行政のほうの、よくわかりました。それからですね、先ほどの紀北町鳥獣害防止総合対策協議会なんですけど、これのですね、業務を執行するための事務局は産業振興課に置く、業務の適切な執行のため事務局を置く。協議会の庶務は事務局長が統括し、処理すると。これに決められております。

まずですね、事務局の産業振興課で事務局は、適切なんでしょうか。

それから、事務局長は誰なんでしょうか。

協議会の活動内容はですね、例えば定期的にこういうことをやっておるだとか、という具体的なですね、例があればお聞かせください。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員ご指摘のこと、十分見せていただいておりますので、わかります。こちらですね、こういった担当課のですね、変えてないということは、こちらミスでございます。そういった意味では、この辺のところにつきましては、担当課のほうからよろしく願います。

瀧本攻議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

私のほうからお答えさせていただきます。

まずもってですね、この規約自体がですね、平成21年度につくられてございます。その中で、当時はですね、農林水産関係、あと商工観光関係が、同じ課の産業振興課でございました。そこからですね、組織改正等がございまして、現在、農林水産課となっております。この規約の文言につきましてはですね、当時、改正してございませんでした。今後ですね、適切に処理していきたいというふうに考えてございます。申し訳ございませんでした。

それとですね、あとこの中の事務局長は、農林水産課の課長補佐が務めてございます。

以上でございます。

申し訳ございません。

活動内容はですね、先ほども少しお話しいたしましたが、事業の中で、野生鳥獣の生息状況及び被害状況を調査に関する事業を行うと、そして、また野生鳥獣による被害防止対策に関する事業を行う。それと、野生鳥獣の被害防止にかかる普及・啓発に関する事業。また関係機関による体制整備に関する事業。また、その他必要な事業を行うというふうに規定してございます。

以上でございます。

瀧本攻議長

玉津充君。

10番 玉津充議員

私が活動内容を聞いたのは、これは協議会ですから、協議会をどの程度の間隔で、協議会を開催したり、それに基づいてですね、問題を処理したり、そういう活動をですね、どのようにやっておるのかということを知りたいので、そのことについて、お答えください。

瀧本攻議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

お答えさせていただきます。

年1回ですね、総会を行い。また、その事業といたしましては、先ほども申し上げましたが、県の職員、またそういった専門家を招いての研修会等を行っております。

以上でございます。

瀧本攻議長

玉津充君。

10番 玉津充議員

以上、質問してきた中でですね、現状の課題というのは、明らかになってきたらと思うと思います。それじゃあ、今後どうしていくのかという話ですが、私はですね、2つのことがあると思います。それはですね、この鳥獣に関わっておる、町民の皆さんの意見もですね、ほぼ同じでした。1つはですね、その1番の要望事項は、農林水産課に現業職員をですね、配置してほしいと。これを是非検討してほしいということでした。建設やですね、林業では、現業職を配置しておるんですが、この農林水産課においてもですね、農業の方面ですね、特に獣害、これはですね、いわゆる問題点としてあったように、猟友会の会員が減少して、そして、どんどん少なくなっていくだろうということを考えていくと、行政側もですね、もう少し踏み込んで、行政として、そういう職務をですね、担えるような人材をですね、育てていかないかんのじゃないかと。そういう意味からいっても、やはり現業職というのを配置してほしいというのが、1つの意見としてあります。

これについて、どう考えられるかというのが1つですね。

それから、もう1つは、捕獲後の処理、これを簡素化することだと思います。先ほど町長の答弁でですね、先進地をいろいろと検討して、いい案があったらですね、取り入れて予算化したいというお答えをいただきましたんで、是非ですね、公設公営のですね、焼却施設を望んでおりますので、是非ご検討いただきたいということについて、この2項目が今後の進め方の重要なことだと思いますが、町長の答弁をお願いします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

言葉の問題なんですけど、現業職員という形でのですね、職員は今、紀北町のほうでは、できるだけ雇用しないという方向であります。ただ、議員のおっしゃりたいのは、獣害対策とか、そういうものに対して、専門的にする職員がいないのかという判断だと思います、お言葉だと思います。それにつきましてはですね、よくそれこそ、追い払いが一時期ありました、雇用の創出の部分のところですね、そういったものを続けてほしいというお話もごございます。ただ、いろいろな予算とかですね、いろいろあって、実のなる時期だけ、そういう方を臨時でお雇いしたりという方がございますが、獣害対策だけのスキルを持った職員というのはですね、今、現状ではなかなか難しいと思いますので、今後も囑託とか

ですね、臨時職員とかで、対応できる部分は、皆さんの声を聞きながら、対応したいなどは思います。

それと、捕獲後の処理ですけれども、これ今いろいろ炉のことも勉強させていただいております。しかし、設置場所の問題もございましてですね、なかなかただちに当年度予算に間に合うかというのは、この場では申し上げられませんが、検討は進めながらですね、できるだけ猟友会の高齢化等に対応できるような体制を、町としても整えていきたいと、そのように思います。

瀧本攻議長

玉津充君。

10番 玉津充議員

町長も認識していただいたように、皆さん関わっておる町民の方もね、その2点だけ、進めてほしいという要望が強いものですから、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、次に移ります。

次に、来年5月26日、27日に、G-7主要国首脳会議、伊勢志摩サミットが開催されます。国の事業でありながら、開催地の三重県では本年度補正予算で、約67億円を計上、来年度予算で約22億円、総額約90億円の経費が支出され、県は財政難で、今年度当初予算の政策的経費の要求額を、前年度比70%とする異例の厳しい処置をとり、県民への影響が出るだろうと報道されております。

一方サミット開催後の県内の経済波及効果は、1,110億円との某経済研究所の試算が発表されております。伊勢志摩地域では、既に道路整備や景観の保全等の工事が、盛んに行われていますが、東紀州地域においては、県発注の工事や県の補助金が減ることによる、地域の景気、経済の落ち込みを心配する声が出ております。

これらを鑑みまして、伊勢志摩サミットと当町のかかわりについて質問します。

まず当町に求められている負担について、お聞かせください。現在、求められておる負担、また将来求められそうな負担について、お聞かせください。

次に、実施が決定した以上、県民総力をあげて、無事成功させなければなりません。サミットに向けての紀北町民の心構えは、どういうふうにとっておたらいいのか。その辺についてお聞かせください。

3つ目に、負担した費用は効果として回収しなければなりません。サミットを機会に、

当町にそれに向けての振興策はあるのですか。

以上、3つお聞かせください。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、伊勢志摩サミットと当町のかかわりということで、答弁をさせていただきます。

まず、当町に求められている負担ということでございますが、開催地及び周辺の市町にはですね、4市町と伺っておりますが、負担金等を支出する必要があると聞いておりますが、その他の市町にはですね、負担金とかの金銭的な負担を求められることはない、そのように聞いております。

ただ、町としてですね、積極的にPRということでは、予算措置が必要ということで、今回の補正予算にもあげさせていただいております、尾鷲ヒノキのですね、知名度アップ、需要拡大を図るためにですね、サミット用の首脳会議用のテーブルを、尾鷲ヒノキを使ってやっていただけないかということで、尾鷲市とともにですね、予算を計上させていただいて、その材料費の提供ということについて、いろいろと県のほうにお願いをしているところでございます。

そのほかはですね、サミットに限定したということではないんですが、インバウンド、インバウンドと知事もおっしゃっておられます。日本語を含む6カ国語の東紀州・奥伊勢・伊勢志摩のドライブマップの作成を、東紀州地域振興公社で計画しておりまして、その負担金として98万円、これも補正予算に計上させていただいております。

町民の心構えということなんですが、これは知事がですね、いつもオール三重で、皆さんをお迎えしたいということで、特に我々のところへ、今、きているお話はですね、花いっぱいおもてなし運動ということで、花を植えて、きれいな町で、皆さんをお迎えしましょうというお話をいただいておりますので、我々もですね、既存の活動その他も合わせて取り組んでいきたいと。よく県の方が言われるのは、どういう方が訪れてもですね、メディアの方もたくさん訪れますので、もし来町されたり、いろいろなところであつたら、快くおもてなしの気持ちで、接してくださいという話は、よく会議の時にもお話をさせていただいております。

サミットを機会に当町の振興策ということなんですが、このサミット、日程的には2日

間ということなんで、三重県そのものの伊勢志摩のですね、知名度アップしようかと思えます。しかしながら、我々の地域もですね、PRしなければということで、先ほど申し上げたような、尾鷲ヒノキのPRとか、食事のメニューの食材としてですね、紀北町産品の提案などもさせていただいておりますし、ジュニアサミットの分散型体験・交流コンテンツとしてもですね、銚子川のあまごつかみ取り体験と熊野古道散策なんかも、いろいろと提案はさせていただいているところでございます。

本当にこの世界遺産熊野古道もですね、メディアの方にも訪れていただければいいなということですね、いろいろな県議の方もですね、そういう動き方もさせていただいております。そういうことで、我々としてもいろいろと食材、それから伝統芸能などをですね、使ってくださいということではお願いはいたしております。

以上です。

瀧本攻議長

玉津充君。

10番 玉津充議員

今ですね、求められている負担で、予算的なことは、いわゆる尾鷲ヒノキのテーブルの、これ先ほど材料としての提供と言われたんですが、これは、そうすると制作はどういうふうにするのか。材料だけの提供なのかね。実際に使ったものが、当町のほうに戻ってくるのかどうか。その辺のことは、どういうふうな話になっておるのか、お聞かせください。

それから、あとはパンフレットの作成98万円というお話があったんですが、そういうことはやっていかないかんことだろうと思っております。いわゆる予算に関わるのは、今そこだけしか表れてないんですが、町長、人的な負担はいかがなんでしょうか。例えば、行政職員だとか、消防職員だとか、その他ですね、町民とか、労力的なですね、負担は求められないのでしょうか。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的にはですね、材料費だけということになっております。また、戻ってくるのかということではですね、おそらく戻ってこないんじゃないかと。それで、むしろどっかで活用させていただいて、尾鷲ヒノキのPRを、ずっと2日間だけじゃなしに、継続的にですね、していただくほうが有効ではないかと、私は思っております。

なぜかという、材料費だけなんで、制作費等は国なりのお話になってまいりますので、そういうことをございます。また、人的派遣についてはですね、職員のほうは、そういった今のところ要請はありませんが、消防職員については、そういった要請がかかっていると伺っております。

瀧本攻議長

玉津充君。

10番 玉津充議員

尾鷲ヒノキのテーブル、紀北町100万円、尾鷲市100万円で、材料を提供するという事なんで、是非ですね、PRの効果が出るようにですね、活用をお願いしていただきたいというふうに思います。

それから、労力的な、人的な負担なんです、行政職員のほうは、今、言われてないということですね。ただ、消防職員のほうは、既に要請が来ておるそうです。12人がですね、6日間というような要請が来ておるといふふうに聞いております。ただ、費用のほうは県費で賄うといふふうに言われているそうです。

それからですね、振興策のほうなんです、産品・物販ですね、それから、誘客。これは町民の皆さんですね、この地域は世界遺産を持っているのだから、いわゆる熊野古道に、伊勢からですね、熊野へ誘客を、ぜひ誘客策をとってほしいと。そして、銚子川やですね、宮川のようなきれいな清流はですね、この参加5カ国にはないだろうと思います。そういうことで、是非ですね、誘客を図ってほしいと。参加7カ国ですね、日本を除くと6カ国ですか。そういうことも含めてですね、広報活動だとか、また、南伊勢とかですね、東紀州地域、これらがですね、連携した施策が必要だろうと思うんですが、これは副町長にお聞きします。その辺のですね、施策は町と県のほうで、何か施策として考えておられることはあるんでしょうか。

瀧本攻議長

竹内副町長。

竹内康雄副町長

連携したといふところなんですけども、先ほど答弁にも答えさせていただきましたとおり、東紀州振興公社のほうでですね、そういうドライビングマップ作成してやっておりますけれども、それ以外でですね、今のところ、これからですね、また他の市町ともですね、情報共有しながらということもあろうかと思っておりますけれども、今のところ具体的に、これ

というのは申し上げることはございません。

瀧本攻議長

玉津充君。

10番 玉津充議員

是非ですね、地域で協力していただいて、誘客効果をですね、出してほしいというふう
に思います。それから、受入体制といったらなんですが、今、熊野古道の語り部友の会に
おいては、いわゆる外国語の講座を開いてですね、もてなしできるようなことをですね、
考えて一生懸命講座を開いて、外国語の話せる、外国人を案内させるようなですね、こと
を実施しております。

それからですね、熊野古道の話が出てきましたんで、特に伊勢から熊野へということで、
これは熊野古道の、先日ですね、権兵衛の里のほうで講演がありまして、全国の道を歩い
ておる紀北町に在住の女性ですね、お話があったんです。町長も来ておられまして、よ
く聞いていただいたというふうに思っております。

その中でですね、いわゆる熊野古道については、統一した道標がないんですね。そうい
うことが、他のところと比べて、一番劣るところだろうと。伊勢から熊野まで歩こうと思
うんだけど、いわゆる町村単位ですね、標識が変わっていたりしますので、連続した一
括した道標がないということで、是非これも地域で協力してですね、是非その道標を検討
していただきたいというような提案がありました。

私たちがまったくそのように思っておりまして、実はこの10周年の記念の時にですね、
そういうようなことをテーマにして、やればよかったんですが、その辺がやられてない
もんですから、町長もその場におられましたんで、今後ですね、そのような活動を、紀北
町が中心になってやっていただければ、ありがたいと思うんですが、その辺についていか
がでしょうか。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私もですね、お話を聞かせていただきました。最初の時ですね、統一道標というんで、
相当調整しながら3県でやらなきゃいけないお話かなという話で聞いていたら、本当にち
よっと赤と白のですね、ペインティングすればいいというお話だったんで、ああそうなの
かという中で、私もその時、意見を言わせていただきましたんですけど、統一道標は確

かにいろいろな形で世界的なサインもございますので、それはそれでやるべきかなと思うんですが、その時にも申し上げたんですが、二本立てでいくべきではないかと。私はやっぱり市町村でそれぞれ温度差がございますので、その温度差を統一するのを待っていただめだと。

だから、私たちの紀北町は紀北町の町内では、しっかりと道標をつくってですね、そこにしただって、トレッキングや山歩き、いろいろなウォーキングなどできるようなことを、来年度もやっていきたいというお話はさせていただきました。それと、統一道標につきましてはですね、こういう提案もあったよということを、東紀州地域振興公社とかですね、そうたいしたものではないんだけど、統一的なものできないのかということは、提案もさせていただきたいと思います。

ただ、我々はよその行政区分がございますので、なかなかそれを、よその町まで言えないという部分も、じれったさもありますんで、せめて紀北町はそういった方々が訪れた時には、迷わずに目的の場所まで行けるような、そういった道標、サイン整備をさせていただきたいと思います。

瀧本攻議長

玉津充君。

10番 玉津充議員

我々はこの熊野古道を守る会とかですね、語り部友の会だとかというような、各地区の団体がですね、やはり伊勢から熊野までずっとおります。そういうような集まりも含めてですね、是非、呼びかけたいと思いますんで、副町長、県のほうもですね、ぜひ援助をお願いしたいというふうに思います。

今日、私が質問したのは、いわゆる獣害対策で非常に悩んでみえるもので、先ほど言いました、2つの大きな課題ですね、ようするに職員のスキルを上げてくださいと。仕事がやり良いようにしてくださいという話と、処理をですね、簡素化する意味で、公設公営の焼却施設を検討してほしいという、この2つ。

それから、サミットにつきましては、今、もうサミットまで何日というカウントダウンが行われておるんですが、やはり紀北町は伊勢から遠いとはいえ、やはりオール三重県でやってかないかんということですね、予算的な負担も今、出ていますし、人的な負担もかかるわけです。

したがって、それに見合うですね、効果を得なければいけないということですね、こ

れを機会に当町に、何かを呼び込むことはできないだろうかという意味ですね、質問させていただきます。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

瀧本攻議長

これで、玉津充君の質問は終わりました。

瀧本攻議長

ここで暫時、休憩をいたします。

3時25分まで休憩といたします。

(午後 3時 05分)

瀧本攻議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 3時 25分)

瀧本攻議長

15番 中津畑正量君の発言を許可いたします。

15番 中津畑正量議員

議長の許可を得まして、12月定例議会一般質問をさせていただきます。

1つ目は、マイナンバー制度についてですが、これまでも何回か質問もさせていただきました。しかし、中身としては変わることなく、しかし、政府のほうはいろんなところで利用拡大を図っておられるという状況が、よく見えております。

マイナンバー制度の番号通知カードが、今、私のところにも、11月の中頃に届きました。ほかの住民の方にも届いておると思うんですが、来年1月からの運用開始が、あとわずかで2週間ほどで、年明けになったら、すぐこの運用が始まるという状況に迫っておりますけれども、通知カードは確実に届いておられるのかどうか。これは町に聞くのも、ちょっと問題かと思いますが、町が郵便局に頼んでやっているものではないけれど、確認はされ

ておるとお思いますので、お聞きするところでございます。

また、マイナンバーカードの申請も、同時に進んでおられるのかどうか。これは住基ネットの場合は、だいたい5%から10%の利用だったと、申請だったということも聞いておりますけれども、このマイナンバーカードの申請というのは、いろんな個人の情報といたしますか、プライバシーの問題も含めて、全部、利用拡大は進んでしまったら、大変なことになるという思いから、このマイナンバーカードの申請は、今、いかほど進んでおられるのかということを知りたいわけです。

それと情報漏洩の危険など、町民の不安が確かにあります。この中でスタートしようとしているが、どのような対策を考えておられるのか。マイナンバー制度で業務効率が上がるといった効果があるとか。また、住民の方にも便利といたしますか、簡素化されるということでは、良いところがあるとか言われますが、この業務効率というのは、本当にあるのかどうか。また、マイナンバー制度は、税、社会保障、災害の3分野から始まり、当面、年金、社会保障、福祉、公営住宅等々の行政手続きや、雇用主への届け出など、マイナンバーの記入が求められておるところでございます。

ここまでの問いかけに、まずお答えを願いたいと思います。あとの半分は、また2回目の時に質問を続けたいと思います。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、中津畑議員のマイナンバー制度について、お答えをさせていただきます。

まず1点目、マイナンバー制度の番号通知カードが確実に届いているのかについてでございますが、12月10日現在で、合計8,431件のうち配達完了が7,506件、不在等の配達未了が925件で、89.1%届いているような状況でございます。

次に、マイナンバーカードの申請が進んでいるのかについてでございますが、申請につきましては、返信用封筒で個人が申し込まれていると思われまますので、町では把握することができません。また、地方公共団体システム機構、J-LISでは、平成28年1月4日以降であれば、住民基本台帳ネットワークを通じて、申請状況を確認できるとお聞きいたしております。

次に、情報漏洩対策でございますが、住民基本台帳システムにおきましては、インターネットと完全に切り離れた単体システムとなっております。また、マイナンバーの入った

書類に関しましては、鍵つき書庫に保存することとしております。その書類を扱う事務所には、入口ドアを設置して、関係者以外は入室を制限するとともに、今後は庁舎内監視カメラの増設なども検討していきたいと考えているところでございます。

次に、マイナンバー制度で業務効率が上がるのかということでございますが、情報提供ネットワークシステムによる他市町との外部連携は、平成29年7月以降になりますが、役場へ手続きに来られた方が、転入前住所地で所得証明をとっていただくような場合でも、情報提供ネットワークシステムで確認できるようになりますので、何度も役場に来ていただく必要がなくなります。

以上でございます。

瀧本攻議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

今、町長のお答えでよくわかりました。ただ、この利用するといいますか、ナンバーに利用拡大ということは、後にもちょっと触れるんですが、ここら辺ではね、ちょっと増えていることもあろうかと思いますが、そこら辺はわかっておられるのかどうかを聞いておきますが、この後の部分で答弁していただきます、対応していただきますので、その時と一緒に結構ですから、お答え願いたい。

今後、マイナンバーの利用拡大というのは、戸籍への連動、健康保険証等の利用拡大まで視野に入れている。この拡大が進めば、マイナンバーカードの盗難、紛失、物忘れ、置き忘れ、個人の責任が問われるような事態によって、不正利用等の被害が生じた場合でも、自己責任と切捨てることは許されません。

私はこのナンバー制度ができた時に、一番心配しているのは、この部分でございます。これは、マイナンバーの利用拡大が、どんどん進みますと、この町行政当局が仮にきっちりしたとしても、他の事業所にも、このマイナンバーというものが取り入れられて、そこから外へ出ていくことだってありうるし、職員もいろいろ神経を使いながら、これは大切な個人情報であるから、その構えとして、町長も訓示されておられると思うんですが、このマイナンバー制度のこの活用については、電話等の受付で、安易に受付することはなしにですね、この個人の情報を守っていく、そういう立場で、是非この考え方をお聞きしておきたいと思えます。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、マイナンバーカードのことをおっしゃっていただきましたが、行政そのものですね、個人情報を大変抱えておりますし、いろいろな情報がたくさんございます。その中で、守秘義務が徹底して守られて、個人情報の流失がないようにするのが、我々の職務でございますので、それはマイナンバーに関わらず、頑張っていきたいと思っております。

瀧本攻議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

ますますこの利用拡大というのが増えておるんですね。例えば9月3日に、マイナンバーに結びつける法改正が成立しております。この法改正は、28年1日から、年が明けて1日からですが、預貯金口座の番号とマイナンバーを結びつけることができるものであるということ聞いておりますが、こういうことで結びついていくと、本当に守秘義務と申しますか、やっぱり個人のプライバシーはきちっと守っていく、そのことがどうしても強く求められるところがございますし、やってはならないことであります。

しかし、これが漏れた時には、どういう責任をとられるのかという点では、政府のほうも何も言っておりません。何故なら政府は、行政手続が便利になったと言われますけれども、年に一度あるかないかの申請などの際、所得証明書の添付など、省略できるといった程度のものであり、しかし、この利用拡大がどんどん増えるということは、例えば、昨日一昨日のニュースなんかでも言うておりましたけれども、韓国の場合のこの漏洩問題、大きな問題、前にも質問した時にも、アメリカでも言われている、問題になっていると申しましたが、具体的には韓国のマイナンバーカードには、いろんな情報がつまっておる。それも一生、それは日本と一緒にですが、一生そのナンバーを持っておらなければならないということで、何故そんな詐欺行為のようなものに引っかかってしまったのか。

例えば、相手から本当に悪いことをしてやろう、かすめ取ってやろうということで、詐欺行為の電話がかかってきた。その時に、どう言ったかといいますと、先日、引き出した給料、その振り込まれた給料も含めて、みんな知っている。そういう話で巧みに話がされて、その人を信じてしまった。口座の番号を話してしまった中で、そういう積み立ててきた450万円のお金を、40歳代の婦人が引き出されてしまった。そのおかげで会社も辞めてしまった。このような悲劇的な話もお出しておるんです。

こういう個人のプライバシーを、本当に気をつけないと、そういうことは許されるわけがないんですが、あくまでも最終的には、国がとるわけでもありません。本人がしゃべったのが悪いんですということになるんです。ここのところは、やっぱり一番このマイナンバー制度の、一番みそだと思うんです。

個人が落としてしまったり、失くしてしまったり、忘れてしまったり、そういうことで、このナンバーカードを忘れてしまうと、当然、そういう詐欺行為にあう可能性が、ものすごく高くなっている。そういうものを探している方もおられる。それだけに、本人ももちろん大切にしなければなりませんけれども、先ほど申しましたように、利用拡大がどんどん進んでしまえば、これはいつも持って、お財布や内懐に持って移動せんならん、役場へ来んならんとなると、紛失も確立も高くなってしまふ。

そういう意味で、本来はこのカードできちっと申請をして、物事の処理をしてもらうんですが、そういう点でも、このマイナンバーを本当に、外部に知らされないように、通知ナンバーひとつにしても、人に見せないようにという厳しい話もございました。

それだけに、考え方とするよりも、現実的に、それは守秘義務もあるし、わかっているんですけど、ついうっかりというようなことで、本人も落としてしまったり、忘れてしまうのが常でございます。そういう意味で、そのリスクがどんどん大きくなってしまふということは看過できる問題ではありません。

住基ネットはその点、生年月日や名前や住所、そういうもんに限られておりますし、他のことでは何も問題はありませんでした。今度のこのマイナンバー制度の中での、このマイカードについて、もっと慎重に、これからはあと2週間で始まるわけでございますから、どうしてもこの制度をやめるしかないんです、これ。そういう防止しようと思うと。

しかし、確かに政府がいうように、使う人も便利になるし、行政も結構スムーズに行けるだろうと、そういう感覚でこの制度を取り入れたと思いますが、中身的には非常に重い、人生を左右するような大きな問題であると考えるものですが、町長のこの捉まえ方を再度、しつこいようですが、聞いておきたいと思います。

瀧本攻議長

ちょっと待ってください。中津畑議員、先ほど18年1月とおっしゃったんですが、だから、28年1月と、訂正をお願いいたします。

15番 中津畑正量議員

はい。ありがとうございます。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほども申し上げましたが、役場等、個人の方もです。マイナンバーのみならずですね、今くしくも被害詐欺、被害のことで、口座の番号とかですね、そういうのも例えばキャッシュカードの現金、ナンバーですね、暗証番号なんかも、もちろんそれは個人が、やっぱり個人の財産を守るという部分ではですね、マイナンバーも一緒ですけど、他人に安易に話したり、そういうお話をしたりね、することではないと思います。

そういうことからはですね、しっかりとやっぱり自分の財産・生命をですね、自分でまず守るといふ基本的なルールを守っていただかなければいけないと思います。それと当初はですね、4情報しか入っていないという情報でございますので、そういった意味から、基本的にはマイナンバーだけでは、手続きができないということですね。ほかのいろいろな制約がございますので、それは法律のほうで行っております。

それと、これはもちろん利用拡大、その他もですね、法に基づくものでございますので、一地方自治体として、それに対して、どうのこうのできるわけではございませんので、我々はより情報漏洩とかですね、そういったデータベースをですね、引き出されないようなですね、手続きをシステム上も、国のほうでしっかりとやっていただくというお願いをするしかないのかなと思っております。

瀧本攻議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

ちょっと角度を変えて、町長にお聞きしますが、この制度がね、こういうものでなかったって、何も住民の人は不都合が起らないんです。今までのような状態で、十分事足りておられるんですね。これをしなくては、どうしても、どうしてもスムーズに生活できないんだというようなことやったら、当然変えていくべきだと思うんですが、それをあえて、こういう番号を国民一人ひとりに、赤ちゃんからお年寄りまで、番号を付けて、その情報を全部、病気とか、そういう国保とか、いろんなことを後付けみたいな格好で、利用拡大をしていくというのはね、それがあつたために、そういう情報が出ていくんですね。

ですから、私は前にも言いましたけど、このナンバーカードを使って申請をしに行くかどうかというのは、なかつてもできるということに聞いておりますが、そこら辺は町長の

認識はどうか。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

マイナンバーのですね、記載が必要でない限りはですね、それはもう今までの生活とも変わらない部分がございます。ただ、法律的にですね、今後、マイナンバーを記載しなければいけない部分も出てくるというお話でございます。

瀧本攻議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

そうしたらね、町長。マイナンバーの申請をせずに、今、通知カードをいただいていますと。それで、中には、封筒の中には申請をしてくださいということで、写真を貼り付ける、そのマイカードですね。そういうものを申請してくださいということであるんですね。そやで、それは義務ではなくて、任意なんですね。私はそう思っておるんですが、町長そこら辺はどうか。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

任意でございます。通知カードの中にある個人番号ですね、しっかり持っていただければ、別に個人番号のカードをですね、作成する必要もないですよ。

瀧本攻議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

そうして見ると、児童手当なんかを受ける時に、当然そういうマイナンバーカードがいるという話になっていますけども、それはない時は、そのように訳を話したら、やっていただけるんですか、窓口で、住民課の窓口でやれるんでしょうかね。福祉とか、そんないるんなどころであるんですけど。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

通知カードとですね、マイナンバーカードの違いがございますよね。それで、通知カードの部分にナンバーが振り分けられてきているわけなので、そのナンバーを使わなければいけない場面と、使わなくていい場面があると思います。ちょっとですね、私が間違えて、テレビへ映りますんで、困りますんで、担当課長のほうから答弁をいただきます。

瀧本攻議長

脇住民課長。

脇俊明住民課長

1月からですね、例えば国保の資格申請とか、介護保険の申請なんかに、申請書類に番号を書いていただく欄がついてきます。それにつきましては、そのカードとかの話ではなくて、本人さんに番号を書いていただくという書類ですので、それはなければできないのかではなくって、例えば本人さんが番号を覚えていただければ、書いていただければ結構です。

ただし、それが正確な番号かどうか、それが不安になるようであれば、持ってきていただいて、それを見ながら書いていただく。これが原則でございます。もし、どうしても、忘れた、例えば家に取りにいかなければならないのかと言われた時には、本人さんの了解、同意を得まして、こちらで番号を調べることも可能でございます。原則はそういうことでございます。

瀧本攻議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

課長のいったとおりだと私も思うんです。罰則規定はありませんけど、番号の記載は制度で義務付けられるので、つくっておるんですね。私も12桁、覚えていません。えらい申し訳ないんですけど。そういう中でですね、自治体なんかが扱う、マイナンバーを扱う時には、番号の利用機関という自治体、いろいろありますけど、そこで使う時には、付番機関から、直接番号の提供を受けられると。その担当者が違うシステムをもって、僕の番号を調べていただいて、付けることができるということで、よろしいんですね。

瀧本攻議長

脇住民課長。

脇俊明住民課長

はい、そのとおりでございます。

瀧本攻議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

そうしますと、この付番の、いうたら行政の機関から、そういうところでシステムを使って知ることができる。それはもちろん絶対秘密のことですから、仕事の上で使うだけの話でありましょう。そういう意味で、私どもは実際に、通知番号だけいただいて、そやけど番号はもう付いとるんですね、12桁の。そうしたら、私のやつを、この番号を、私が落としたり、失くしたり悪いんで、実際にはこのマイナンバーを申請していませんと、1つそちらのほうで、ちゃんと調べて書いておいてくれますかということも可能なのか、どうか。そこら辺の話、原則の話はよくわかるんですけど、そこら辺はどう使い分けができるんかどうか。

瀧本攻議長

脇住民課長。

脇俊明住民課長

先ほど申しましたように、ご自分で書いていただくのが原則でございます。それは、たぶん本人さんがカードを見て書くというのが普通だと思います。先ほど、言われましたように、例えばカードを持ち歩いて、紛失等の不安があるということでしたら、それは持ってこなくてもいいですよとは、行政はちょっと言えませんので、本人さんが窓口に来られて、ここにマイナンバーをお書きくださいと、こちらが言った時に、カードを持っていないんで、ちょっと覚えてないんですと言って、それで、調べてくださいと行って、申し出をいただければ、こちらでお調べすることは可能だということでございます。

瀧本攻議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

課長よくわかりました。町長もわかっていただいたと思うんですが、カードの申請はしなくても、自分のカードがわかっていたらの話ですけど、原則ですけど、それはお願いしますと言えば、そのカードの番号は、添付できる、その書類に添付できるということで、よくわかりました。

それと、もう1つ地域自治区の廃止に伴う、この3つのほうにいくんですが、3つの問題というんか、ちょっと聞いております。地域自治区の廃止に伴う、この住所表記の変更

がありますね。3月31日でなくなると。そうしたら、今、マイナンバーを申請してある、した時には、前の今の旧の住所ですね、そうしたら、今度は住所が変わったら、当然4月1日以降にこの申請を、修正するあれを手続きをとらないけませんね。そこら辺はそれで、やっぱり町民の人にもきちっと話はしているのか、どうかも含めてですね、教えてください。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

地域自治区の廃止に伴う住所表記はですね、これにつきましては、お急ぎでない方はですね、28年4月まで待っていただいたらどうですかという、あまりそれが適切かどうか、よくわからないんですが、広報きほく10月、12月号、それから行政放送でもですね、お知らせをさせていただいております。それは、やはりカードを身分証明書として使う時はですね、住所のあれが中身が違ってきますんで、4情報の中ですね、裏書きをしなければいけないという行為が、1つ生れてしまうんで、身分証明なんかを使う時に、違うじゃないのと話にでますんで、そういった意味では、4月以降どうですか。それと1月からですね、申請いたしましても、なかなかJ-L I Sが混んでいまして、相当時間がかかるんじゃないかというお話も伺っております。

瀧本攻議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

今の点はよくわかりました。それと、3つ目に書いてあるように、マイナンバーカードはどんな時に使うのか。これは委員会でも、ちょっといろいろ話があったんですが、このナンバーカードの使い道というのは、たくさん利用するあれは、いっぱいあるんですね。これ覚えられるものではないんですが、実際に私がいるものについては、申請しようとする時には、それを使うということになるかと思うんですが、このナンバーカードはどんな時に使うのかというのは、例えばですね、赤ちゃんができた。その子にナンバーがつくけども、ぜんぜん話もできんのやから、当然、出生の届けの時につけるのか、それとも何歳ぐらいまでに付けたらいいのか。そこら辺のこともあったら教えていただきたいし、例えば児童手当なんかも、申請した時には、これは当然、その申請をしなくちゃならんで、その児童手当の申請の時に、何歳ぐらいまでやったら、本人さんができるというんや

ったら、児童やったらまだずっと子どもですから、そこら辺のことはどういうふうの説明
されておられるのかどうか。

瀧本攻議長

脇住民課長。

脇俊明住民課長

赤ちゃんが生まれた場合ということでございますが、当然その母親の方につきましても、
マイナンバーカードは任意でございますので、赤ちゃんが生まれて届けをされますと、番
号の付番がなされます。その時に通知カードが発行されます。それで、いろんな業務に番
号を使うことは可能です。

それで、赤ちゃんがどうしてもマイナンバーカードをつくりたいということであれば、
保護者の申請でつくることは可能ですが、それも任意でございます。以上です。

瀧本攻議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

そうすると、もう1つ聞きたいのは、関連してですが、幼児はわかるんですけど、児童
の場合、特殊児童手当とか、そういうやつを申請する場合には、その子がそういう申請が
できん状態であれば、当然、母親か父親が、親権を持つ親がいけばよいということなんで
しょうかね。その点もちょっと聞いておきたいと思います。

瀧本攻議長

脇住民課長。

脇俊明住民課長

基本的にマイナンバーカードの申請は、15歳以上であれば可能でございます。個々のい
ろいろな手続きの申請に関しましては、その手続きの法令とかに基づいて、たぶんやって
おると思いますので、保護者が代理することは可能であると考えます。

瀧本攻議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

最後に、もう1つだけ聞いておきます。マイナンバー関係の費用ですが、これはやっぱ
りみてみると、やっぱり国からの国庫補助が当然出ているんですが、だいたい半々ぐら
いに近いですね、そういう意味では、これからもこういうシステムの改正とか、そういう設

備の費用だと思うんですが、これからも、このマイナンバーについての費用は、みんな国がしてもらおうと、してくれるのかなと思っておったんですけど、これは市町もそれなりの負担がいるということで、書いてありますんで、そこら辺はこれからはないんですかね。その点をちょっと教えてください。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これもシステムの事なんで、課長から答えさせますけど、いろいろなシステム変更があれば、またシステムの予算等があると思います。課長のほうから。

瀧本攻議長

脇住民課長。

脇俊明住民課長

今ですね、わかっている範囲で要るお金等につきましては、この12月補正でも顔認証システムですとか、あげさせていただいております。その次に関しましては、また、いろいろな場面で使う時にですね、今現状のシステムの改修等が必要になってくれば、また、それなりの予算が必要になってくると思われます。

以上です。

瀧本攻議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

マイナンバー制度そのものはですね、本当にプライバシーの侵害なんか、狙っている方がおられるだけにですね、そこら辺は本当に守ろうと思うと、この制度がある限り、そういう方たちがいろんなパソコンに堪能な人から、いろんな機器の関心のある人が、そういうところを狙い出すと、大変なアメリカや韓国のような状態になってしまうということで、本当にこれからも、私自身もそうですが、紛失や盗難のリスクも高くなる。

しかし、これを止めようとするのは、この制度をなくすことしか、町長、ないと私も思いますし、法律家もそういうような格好で言っております。そういう点でですね、是非この部分についてはですね、僕は声をあげていきたいなどは思っていますが、町のほうも、そういうふうな格好では、事故が起こってからでは遅いと思うんで、マイナンバーが、使って利用されて、さっきの韓国の話じゃないけど、そういう状態になったら、大変な悲劇

だと私は思っております。

是非そこら辺は、県にも、その他の自治体も含めてですね、こういう考え方もあるかのような質問もあったということも含めてですね、是非、気をつけていただきたい。

時間が半分以上、過ぎてしまったので、もう1つは、健康増進施設の件について、お伺いをいたします。この前、私も1年ほどになろうかと思うんですが、町長の考え方を聞きましたね。例えば、大内山のプールなんかも含めてですね、本当に高齢者の人は元気な姿を保ちたいということで、本当に大きな期待があるということで、町長も切々と言われました。私もまったく同じ考え方でございます。

その中で、今回、先月ですね、10月でしたか、27日から28日まで、視察も行ってきました。生駒のプールやら、稲美のアクアプラザの施設を見てまいりました。確かに立派な施設であり、何もかもきちっと行き届いておるし、予算的にも市の予算を使わなくても運営できると、出しておりませんという話。介護保険料もずいぶん安くなってきましたという話もございました。

そういう意味ではね、この施設そのものは、本当に大切なといいますか、この近辺ではちょっとないような施設に、今、計画されております。今、ほかの視察のところの話も折り込みながらということで、書いてあるんですけど、実際にはですね、私が一番心配するのは、いうたら紀北町の人口だけでなく、近隣市町村も含めてね、そんなに多くはない。見に行ってきたところは、相当大きな近隣の町でございました。

そういう意味で、例えば稲美の施設では、加古川市とか神戸市、明石市、三木市と、これらをみんな足して、決してそれが全部対象だということではないんです。そこは誤解せんといて、296万人、300万人近く、その施設の人がいうには、近隣から近くのほかの市の人が来てくれるんですと。

そういう意味で、ここも財政的にもスムーズにいつておられるように話されておりましたし、生駒のプールも、私も長いこと、奈良の駅の裏の寮におったんですが、生駒は何回か遊びにも行きました。それが、今、12万人の人口に膨れ上がっております。

それで、東大阪や奈良市なんか、随分近隣で、生駒山上遊園地とかいうて、いろんな馴染みのある町でございます。そういう意味で、対象人員としては、人口のそのままということではないですが、本当に多いほど、そういう意味では良いんやなど。

しかし、この今の町長のこの間、全協で話された大きさは、果たして人口基礎みたいなというか、本当に人口がこれだけおって、これぐらいということは、計算はできません

のは、よくわかるんですが、はたしてどうなのか。それだけのいうたら9億円のお金を使って、それは耐震の避難場所として、その部分は別にしても、健康施設についてですね、他へ行ってきた、この前のところとまったくよく似た施設でございます。大きさもよく似た施設でありました。

そういう意味で、どういう、まあいうたら、試算といいますか、これぐらいは要るだろうと、大きいほどいいのは確かですけど、町長の考え方をちょっと聞いておきます。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず議員のですね、質問書にもいろいろと書いていただいております。概要的にはですね、津波避難場所と住民の体力維持向上、介護予防、先ほどもですね、その地域でも介護予防に役立っているということでありました。それとスポーツ振興、交流に資する場所として計画をしているところでございます。

先ほど申し上げたように、これは2つの施設がね、合体したような施設になっております。そういった意味では、津波の緊急指定の避難場所としても活用しますし、健康づくりやスポーツ振興の場としても、整備する予定でございます。そういった中でですね、規模的な問題を、今お話したと思うんですが、我々としてはですね、規模を一定限決めまして、その中で削れる部分を、相当、削らせていただいております。

それはやはり議員がご心配なようにですね、維持管理費、ランニングコスト、建設費もちろんそうなんですが、そういった部分を十分配慮してですね、当町の人口も加味した上で、できる限りやっぱりコンパクトに、それから、効率のいいものにしなければいけないという考え方のもとで、今、検討もしているところでございます。

これにつきましてはですね、今、建設費につきましてはですね、今、合併特例債が使えます。そういったことからすると、合併特例債の部分が、返還の部分で約5億円、返還、交付税算入されることになっておりますので、今を逃せばですね、この5億円、町の費用でですね、出せるかという、なかなか難しいんじゃないかなと思います。そういう意味でも時期的には、今の、この合併特例債の使える時がいいのではないかという思いです。

それと、基本はですね、これは今、波及効果の問題ですよね。今、議員も介護のことをおっしゃいましたが、これは福祉、防災はそのものすばりでもありますし、そういう体力づくりがありますし、健康、それから医療ですね、そういったものに対する、いろいろな

波及効果がございます。そういった意味では、採算性のみで語れば、当町では難しい施設ではないかと考えております。

だから、そういった波及効果をですね、十分勘案した上での施設としてやるために、今、施設の整備、建設もですね、できるだけコンパクトに、そして、またできるだけランニングコストのかからないような方向で、今、検討をしているところでございます。

以上です。

瀧本攻議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

私はね、ちょっと前、ここ1週間ほど前なんですが、尾鷲のプール、それに携わった人や、トロピカルガーデンとか、大内山プールの人たちとも、ちょっと話を、聞いてきました。福祉やこういう体力増強のための施設についてはですね、収支計算しとったら、とてもやないけども、合わんだろうという話もありまして、私もそこら辺は同意するところなんです。ただ、こういう施設をつくる時には、B&G財団なんかでも、本当に長島からも行かれておる人もおられるし、トロピカルに行かれておる人もおるし、そういう意味では本当に大事な施設だと。

しかし、町長が言われたように、ランニングコストを考えた時に、今、大きく大きくという格好ではないと思いますけど、削った削ったと言われますけど、それを本当に差がなくなるように、予算とのランニングコストとして、どんとあって、それにちょっとしか町が、ほとんど持っていかななくてはならない、指定管理者としても安全な使いやすい施設としてね、しようと思うと、それなりの資格を持った人もいるだろうし、いろんなフィットネスホールにしても、踊りやそんなものにしてもね、そういうところも考えられておられると思うんですが、そのランニングコストはやっぱり大きな隔たりがあると、最終的には尾鷲でないけど、3億円、新築しようと思うとかかるんですと、そこでいろんな署名も集めたりしたけれども、やっぱり無理やったんですという話があるんですね。

あれは尾鷲市の施設じゃないけどね。NPOの施設として、その人たちが3人ぐらい変わって、やったんですけど、老朽化に対して、新築しようと思った時には、3億円いると。それではどうしようもなかったというような話も聞いておりますが、そこら辺の心配を、私はこの施設についての心配事としてあるんですが、どれぐらいの人数が使ってくれるんやろと、そういう点ではね、削るところは削ってと言われましたけど、本当にそういう意

味では、避難場所としては絶対必要なところやし、これはもう削るわけにはいかんでね。そういう意味で、あと中のいろんな幼児のプールやら、あそこはアクアケアプールなんかも含めまして、できるだけこのコストの、そない上がらないように、町長これからも、まだ考える余地があるのかどうかも含めてね、是非もうこれしかないんですというところまで、きているのかどうかも含めて、お聞きしておきたいと思います。

町長の答弁をいただいて、私の今日の質問を終わります。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的にはですね、最初の予算化も含めて、その予算前の全協も三度ほど議員の皆さんにご説明させていただいていることになります。そういう中でゾーニングですね、いろいろな先ほどおっしゃった幼児プールとか、視察されたところはいっぱいいろいろなものを付けていたと思います。

我々としてはですね、そういったものも健康増進施設に関わる整備をやっていこうということで、レジャープールの要素を、できるだけ削らせていただいています。そういった意味では削るところまで削ったのが、この間お示しさせていただいたような案でございます。

そして、議員の皆さまからもご意見いただいたものをですね、どうやって反映できるかということで、今まだ検討して、ゾーニングそのものはですね、議員の皆さんにお示しさせていただいたのが、ほぼ完了のところだと思います。そういう意味では、議員のおっしゃることは十分わかります。我々は何をすべきかということは、収支のですね、差をできるだけ減らすということですね、考える。

それと、ある種のことをおっしゃってましたが、やはりね、修繕とかいうと、単費になります。そういう意味では、先ほど申し上げたように、これを概算ですね、改善交付金が1億円弱でございます。それに、交付税、合併特例債の交付税算入額がですね、戻ってくる金ですね、お金が5億円ぐらいあります。いうたら、この施設を建てるのに、6億円近いお金がですね、国から戻ってくるということでございます。そういうことを考えると、こうやって建てさせていただいてですね、住民の福祉、防災、健康、医療、こういったものを波及していくことはですね、大変有意義で価値のあるものだと思って、私はこの地方創生の中でも、まちづくりのですね、中心に置くべき施策の1つではないかと思っ

ております。

瀧本攻議長

よろしいですか、35秒です。

15番 中津畑正量議員

一番のね、ランニングコストでも一番の問題は、やっぱり料金だと思います。そこで、たくさん来てくれるか、千円も2千円もしたら、なかなか来れないという、1日でね。そういう話になるんで、だいたいトロピカルなんかでも、500円とか、300円、そんなような1回のね。会員の問題も含めて、そこら辺は十分考えてですね、使いやすい安全な施設にしていきたい。そのことを要望いたしまして、私の質問を終わります。

瀧本攻議長

答弁よろしいですか。

15番 中津畑正量議員

はい、いいです。

瀧本攻議長

これで、中津畑正量君の質問は終わりました。

瀧本攻議長

これで、本日の会議を閉じます。

なお、東篤布君ほか3名の質問者については、明日16日の本会議の日程といたします。

瀧本攻議長

本日は、これで散会といたします。

(午後 4時 12分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 28 年 4 月 6 日

紀北町議会議員 瀧本 攻

紀北町議会議員 平野隆久

紀北町議会議員 中津畑 正量